

平成 31 年 第 1 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 31 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 31 年 3 月 5 日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田 伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	楠本 信宏 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	山下 勝之 君
会 計 課 長	森 隆志 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記 辻	由美子 君
--------	---------	-------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	一般質問	
日程第 4	議案第 3 号	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 4 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 5 号	東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 6 号	東彼杵町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 7 号	東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 8 号	東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例
日程第 10	議案第 9 号	東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及

び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 11 | 議案第 10 号 | 東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 12 | 議案第 11 号 | 公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて(その 1) |
| 日程第 13 | 議案第 12 号 | 公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて(その 2) |
| 日程第 14 | 議案第 13 号 | 東彼杵町農業委員会委員の定数を認定農業者等が過半数を占めない場合における認定農業者に準ずる者とする事について |
| 日程第 15 | 議案第 14 号 | 東彼杵町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 16 | 議案第 15 号 | 平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 10 号) |
| 日程第 17 | 議案第 16 号 | 平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号) |
| 日程第 18 | 議案第 17 号 | 平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号) |
| 日程第 19 | 議案第 18 号 | 平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号) |
| 日程第 20 | 議案第 19 号 | 平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号) |
| 日程第 21 | 議案第 20 号 | 平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号) |

6 散 会

開 会（午前 9 時 29 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 31 年第 1 回東彼杵町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから諸般の報告をします。始めに議長報告ですが、去る 2 月 19 日開催の長崎県町村議会議長会第 70 回定期総会の席上におきまして、代理ではありますが、堀進一郎君、吉永秀俊君、浪瀬真吾君が、全国町村議会議長会会長並びに長崎県町村議会議長会会長からそれぞれ表彰を受けておられます。本日の会議前にご本人へ伝達しておりますので、ご報告いたします。町議会議員として 15 年以上の永年在職規定による受賞であります。誠にめでたうございます。その他、議会閉会中における動向については、皆さんのお手元に配布しておりますので、朗読は省略します。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されておりますが、朗読は省略します。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

おはようございます。最初にまず訂正をお願いしたいと思います。いちばん下の行の各自治体へとなっているところを自治会へということで会へ変更をお願いしたいと思います。それでは、朗読いたします。

委員会調査報告書。本委員会において、所管であるまちづくり課に関する調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 調査事件

東彼商工会東彼杵地区地域振興委員会との意見交換会

2 調査年月日並びに場所

平成 31 年 2 月 18 日 若松屋

3 調査の内容並びにその結果

山口東彼商工会会長及び東彼杵地区地域振興委員会委員等 16 名と東彼商工会の現状や町行政、議会に対する意見並びに要望等についての意見交換会を、今回は先方の要望もあり、産業建設文教常任委員会との合同調査を実施した。

まず、東彼商工会事務局より東彼商工会東彼杵地区の現況並びに平成 30 年度のそのぎ茶市、納涼花火大会の実績報告等があり、次に東彼商工会のあゆみとして過去 10 年間の主な催し、実績等について説明を受けた。

その後、①東彼杵町の人口減少対策、②ふるさと納税の状況、③町づくり対策、④東彼杵道路推進について議員としての考え、⑤議員活動において住民との対話、報告等のフィードバックのお願い、⑥IR 建設構想について議員としての考え方、⑦議会の夜間、休日開催の要望、⑧行政サービスの民間委託へのシフト支援の要望、⑨納涼花火大会への支援要望、以上 9 つについて活発

な意見交換が行われた。

特に、50周年記念大会となる今年8月の納涼花火大会については、平成29年度に請願として要望が上がったように、町の補助金の他に各自治会参画（協賛金）について強い要望があり、議会としても協力に行政、各自治会へ働きかけることで一致しました。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。産業建設文教常任委員長、浪瀬真吾君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

委員会調査報告書。本委員会に付託された調査事件について、調査結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査年月日

平成31年1月29日

2 調査事件

中学校統廃合に係る進捗状況及び学校空調設備設置に係る状況について

3 場所

東彼杵町総合会館

4 調査結果

町内の児童生徒が減少する中で、去る1月29日、今年4月1日からスタートする東彼杵中学校に係る進捗状況と町内小中学校の空調設備に係る進捗状況について、教育長をはじめ教育委員4名、教育次長、学校教育係長との懇談会を開催しました。

説明の中で、中学校については、東彼杵町立中学校統合実施協議会設置要項が設置目的及び所掌事務等第1条から9条まで設けられており、タイムスケジュール等によって作業が進められている。協議会の内容としては、(1) 学校運営及び教育計画等に関する事項、(2) 施設、設備及び備品等に関する事項、(3) 通学に関する事項、(4) PTA 及び学校運営協議会に関する事項、(5) 統合並びに閉校関連行事に関する事項、(6) 閉校施設の跡地利用に関する事項、(7) その他統合及び閉校に関する事項として進められており、これらに係る作業部会も設けられ、校歌や校章、また制服等着々と準備が進められている。特に制服については、新しい中学校となることを考慮し、男子は従来通りであるが、女子については黒ブレザー、緑チェックスカート等に全学年統一し、既存の1・2年生については、一度制服を購入していることから支給とのことで、新1年生は購入してもらうとのことである。

部活動については、部活動振興会則を設けるとともに、生徒に対するアンケート調査等を実施し、それぞれ検討されるとのことである。PTA については、5回の協議を実施し開校に向けて取り組まれている。スクールバスについては、千綿地区全域なので事務局で素案を作り、業者の選定をするということである。

閉校式は、校旗の返納など3月22日に終業式と並行して実施し、開校式は、4月8日に新1

年生を含め実施され、入学式は翌日の9日に予定されている。また、各地域や同窓会・保護者の代表を選出してもらい、閉校記念行事についての協議や記念誌の発行等も考えられている。

小中学校の空調設備については、現在設計中とのことであるが終了次第工事発注することと、3校同時期、暑くなる前に工事が完了できることなど考慮し、分割発注の予定である。

議会としても東彼杵中学校がスムーズにスタートし、お互い切磋琢磨できる教育環境を整え、将来を担っていく子ども達の健やかな成長を願い、社会人になる通過点としての整備を執行部とともに図り、見守っていく必要があるのではないかと思います。

○議長（後城一雄君）

以上で、産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

次に、陳情第1号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書及び陳情第2号、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書は、配布のみとします。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いいたします。町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。第1回定例会を招集しましたところ、お揃いご出席いただきありがとうございます。今回の定例会につきましては、議案28件を予定いたしております。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に行政報告に入ります。まず、お手元の資料をご覧くださいと思います。

12月14日でございますが、第72回全国お茶まつり東京大会ということで、静岡で大会審査が行われまして、表彰行事のみ東京の方で、一般消費者に広く発信をしようということで表彰がっております。

それから、12月18日でございます。JICAのボランティア派遣表敬訪問ということで、海外青年協力隊のボランティア派遣ですけども、橋ノ詰地区の鬼塚慶子さんといわれる方が、この方は介護福祉が専門ですけども、その介護福祉の経験を生かしてボランティア活動を行いたいということで、今年の1月から2か年かけてペルーの首都のリマという所で活動をされます。

それから12月19日、歯と口の健康に関する図画ポスター全国コンクールで佳作ということで、千綿中2年の岡本湧月さんが受賞されております。

次に25日、坂本保さん、新上五島町の方ですけども、歴史資料館の方に鯨の絵を寄贈されております。そこで、感謝状等を贈呈いたしております。

それから、1月12日、西九州させば広域都市圏連携協約締結式でございますけども、先般、協定項目を説明いたしましたけども、その締結ということで終わっております。

それから、22日は、それぞれ郡町村会で大村東彼の薬剤師会、あるいは、大村東彼歯科医師会と災害協定の調印をいたしております。災害時の協力体制ということで調印式を行っております。併せまして、東彼商工会と消防団活動の充実強化ということで、東彼3町とそれぞれでございますけども細目協定を行っております。これは、商工会会員の中で、もちろん従業員ですけども、従業員の方が勤務時間中に消火活動を行う場合等ですね、あるいは訓練等がある場合にスムーズに出動、

あるいは休んで行けるような体制を作ろうということで協定をいたしております。

次の2ページでございます。1月23日、大村湾漁業協同組合合併契約調印式でございます。これは、時津町、長与町、長崎市、それから東彼杵町ということで、現在までは1市3町で大村湾漁業協同組合を作っておりますけども、これに新たに諫早市と川棚町ですね。これは諫早市といえども漁協が千々石湾の方と大村湾とありますので、単独漁協の統合になってまいります。川棚町は1漁協ですので、そういう合併になります。

それから、2月1日、地域おこし協力隊員任命辞令交付式ということで、これは北郷諭さんといわれる35歳の方でございますけども、前職は、浅草あたりで人力車を引っ張って廻っていた方ということですが、是非、大村湾大学あたりの構想で、そういう連携をしながら人材育成の支援をしたいとか、あるいは、観光ツアー、商品企画などをやりたい。それと町の魅力、あるいは地域の資源の開発、あるいはブランディング、そういうことを3か年かけて行いたいということで任命をいたしております。

それから2月10日、千綿龍頭館少年剣道クラブ創立50周年ということで記念大会が行われております。九州各地からお出でになりまして、1000名ぐらいの方がお出でになっております。

それから2月12日、東彼杵道路建設促進期成会臨時総会ということで、これは方針が大きく変わらして、有料道路として進めていこうということで、全会一致で決定いたしております。それを受けまして13日に長崎河川国道事務所の方に、佐世保市長、川棚町長、私、3名で要望活動に参加しております。

それから15日ですけども、町村会地域づくりコーディネーター研修発表会ということで、これは職員の意識改革の発表会ですけども、本町の職員が遠目地区と木場みのりの会の連携ということで、交通弱者対策ということで研究発表をしてくれております。おかげさまで、次点ということで、素晴らしい研修成果を上げてくれております。

それから2月20日、県下一周駅伝大村東彼杵チーム優勝報告会ということで、これは10年ぶりの総合優勝ということで、野口総監督以下、川棚、波佐見の陸連の代表の方、大村からもお出でになっております。女子は4年連続の総合優勝ということで報告がっております。

それから、22日、定期監査報告と書いておりますけども、ここに書いておりませんが、実は現在まで株式会社シャルレで、まるごと発酵茶というお茶を発売されておりましたけども、この度、機能性表示食品として認められまして消費者庁から認定を受けております。発行するのは7月以降かと思っておりますけども、そういう取り組みが素晴らしいということで、全国初の長崎県とか民間が入るとか、六次化産業ということで大きな評価を受けております。もう少ししたら、大きく報道等もされるのではないかと考えております。

それから2月24日、第5回のお茶畑東彼杵ロードレース大会を開催いたしております。町内外から667名の参加でございます。8割が町外からの参加でございます。

併せまして3月3日、自衛隊新入隊者激励壮行会ということで、今年も昨年に引き続き4名の方が志願をされております。平成25年から本年まで約30名の若い自衛隊の入隊ということで、志を高くして入隊をしていただいております。

以上で行政報告を終わります。

○議長（後城一雄君）

これで町長の行政報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後城一雄君）

それではこれから議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番議員、口木俊二君、6番議員、立山裕次君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（後城一雄君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は3月5日から3月14日までの10日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は3月5日から3月14日までの10日間に決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（後城一雄君）

日程第3、一般質問を行います。質問形式は一問一答方式。質問時間は、執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には、告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明解にお願いします。

順番に発言を許します。はじめに2番議員、吉永秀俊君の発言を許します。

○2番（吉永秀俊君）

改めまして、おはようございます。今日は2点ほど質問いたします。全て町長に対しての質問でございます。よろしくお願いいたします。

まず第1番目、公共施設等総合管理計画の進捗状況と今後の計画について。平成28年度から始められ平成29年3月に策定された、この計画によると、2045年頃までに約70億円の費用をかけ大規模な施設建て替えが予定されていますが、今後、ますます厳しくなる本町の財政状況や、なかなか歯止めのかからない人口減少、少子高齢化等を勘案しますと、本町の公有財産施設については、残すもの、廃止するもの、統合・複合化するものなど、より大胆な取捨選択を決断することがこれからの首長には余儀なくされると思われまます。また、他方においては、自治体の大小の規模や財政状況に関わらず、必要な行政、福祉サービスや将来の子ども達に係る施策については、ある程度のレベルを保ちながら継続運営していくことも行政を司る者としての使命と思われまますので、今回は

特に次の施設について町長の構想と所見を伺います。

(1) 現彼杵中学校と千綿小学校、千綿中学校それぞれの法定耐用年数と町が計画している耐用年数等はどのようになっているのかをお伺いします。

(2) 町営下川団地と駄地住宅の入居者数と管理現状及び今後の計画を伺います。特に駄地住宅については、平成 26 年 6 月議会の一般質問の答弁では、27 年以降に建て替えを検討している。平成 28 年 3 月議会では、公共施設等総合管理計画に基づき建て替えを含めた検討をしているとの先延ばしとも思える答弁をされておりますので、現実味がある、内容を十分に吟味した答弁を要望いたします。

(3) 昭和 56 年に 1 億 7000 万円で建設された給食センターは、築後 38 年が経過し、一般的な給食センターの法定耐用年数とされています、20 年から 30 年をはるかに過ぎ、部分的な改修、修理ではカバーできないほど建物全体の老朽化が進んでいます。

また、町長も 29 年 6 月議会で、栄養士の方の話では、県下一老朽化がひどい給食センターと答弁されているように、現施設では異物混入、食中毒などの発生が懸念され、児童生徒の食の安心安全が担保されない状況になっています。4 月には中学校の統合を控え、更に今後は児童生徒数も減少することが予想され、給食センターの規模、運営方法なども含め、改めて検討しなければならない時期になっていると思われますので、町長の現在の思いと考えをお聞かせください。

2 番目の質問です。町内に開設されたこども食堂の現状と今後について。2012 年に東京都大田区で地域の大人が貧困世帯の子ども達に、無料又は低額で食事を提供したことから始まったとされる子ども食堂ですが、現在では社会福祉法人や NPO 法人、自治会などの組織や個人が運営に参加し、対象も子どもに限らず老若男女を含め、地域の交流の場としての役割を担うようになっています。

現在、全国に 2200 か所以上、県内でも 30 か所程度運営されており、本町では昨年 4 月に、保健センター2階で NPO 法人によって開設され、毎月 2 回おにぎりや味噌汁を無料で提供されています。参加者は、毎回 15~20 名程度で推移しており、食材は全て法人持ち出しと寄附で運営されています。今後このような住民交流の場は、ますます必要になってくると思いますが、子ども食堂に対する町長の考え方を伺います。

次に、子ども食堂に対して行政の支援策などを考えておられれば具体的にお答えください。

以上で、登壇の質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは、吉永議員の質問にお答えいたします。ご指摘のとおり 2045 年頃は、約 70 億円の費用をかけてということで全て建替えをするような表現でございますが、とても無理です。そのための公共施設の施設管理をやっておりますので、とてもそれは無理です。これはどこでもですね。東彼杵町だけじゃなくて、全国どこでもほぼ共通に抱える問題と言えらると思います。

それから 1 番目でございますけども、彼杵中学校、千綿小学校、千綿中学校、これは課長に答弁させてもいいんですけど、町長に敢えて答弁せろということでございますので答弁いたします。まず、千綿小学校。これは旧校舎でございますね。古い校舎。鉄筋コンクリートで、昭和 45 年。経過年数が 49 年でございます。法定耐用年数が 60 年、町の計画耐用年数というのが 70 年で設定いた

しております。それから新校舎。これも鉄筋コンクリートで昭和 62 年の建築年で、経過年数が 32 年でございます。60 年の法定耐用年数でございます。町の計画耐用年数は 70 年で設定いたしております。体育館につきましては、鉄骨でございます。平成元年に建築をしまして経過年数が 30 年、法定耐用年数が 40 年でございます。この後、町の計画耐用年数は全て 70 年で、説明を省略いたします。

彼杵小学校が旧校舎が鉄筋コンクリートで、昭和 43 年で 51 年の経過年数。法定耐用年数は 60 年でございます。新校舎が鉄筋コンクリート、昭和 59 年。35 年の経過年数で 60 年でございます。体育館が鉄骨造で昭和 59 年。35 年の経過年数で 40 年の耐用年数でございます。プールが鉄筋コンクリートで平成 17 年に、14 年の経過で 30 年の耐用年数でございます。

千綿中学校が、校舎が鉄筋コンクリートの昭和 55 年。39 年の経過年数で、法定耐用年数が 60 年でございます。体育館は鉄骨、昭和 55 年の建設で経過年数が 39 年、法定耐用年数が 40 年でございます。同じくプールがコンクリートブロック造で平成 3 年に造りまして、28 年の経過で 30 年の法定耐用年数でございます。

それから、彼杵中学校の校舎が鉄筋コンクリートで昭和 56 年の建設で、経過年数 38 年、法定耐用年数 60 年でございます。体育館が鉄筋コンクリート、昭和 60 年の建設で、経過年数が 34 年、法定耐用年数が 60 年でございます。

それから、下川団地あるいは駄地団地の入居者数でございますけれども、下川団地が 18 戸で 41 名、駄地団地が 19 戸 47 名の入居でございます。管理計画でございますけれども、下川につきましては、今、9 棟あるわけですが、それぞれ例えば 1 棟の中で 5 世帯あって 1 人残ってるとか、2 人残ってるとかということで、今、お願いに廻っておりますけれども、早く補償費を払って別の棟に替わってもらえば取崩しできるわけでございますけれども、なかなか入居者の方のご理解を得るのが厳しい状況で、まだまだ修繕をしながらの管理ということでなっております。昭和 42 年、43 年の建築で、管理戸数が 9 棟で 37 戸ございまして、政策空き家が、今 19 戸となっております。長屋タイプで、どうしても棟全体が空かないと、取り壊すことが出来ない状況でございます。それから、修繕の場合なんかはやるわけなんですけど、引越し料が 20 万円ぐらい掛かります。そして修繕が 40 万円ぐらい掛かりまして、60 万円ぐらい掛かるわけなんですけど、そういったことで 360 万円ぐらい掛かっていくわけです。本当に高額になりまして引っ越してもらえない。あるいは入居者同士のトラブル等がありましてなかなか進んでおりません。

駄地団地につきましては、昭和 40 年と 45 年の建築で、管理戸数が 5 棟 21 戸でございます。現在のところ、空き家が 2 戸でございます。ここはご指摘のとおり平成 23 年度に作成いたしました公営住宅長寿命化計画ということで、27 年度以降に建替える計画ということで、その計画で私も答弁をいたしております。そして 28 年度から本格的に検討に入っております。現在の敷地で 2DK タイプの 2 階建て、8 戸×3 棟ということで 24 戸を検討いたしております。基本設計、それから地質調査、調査設計、移転補償、建て替え工事、施工管理等で概ね 4 億円程度の費用が掛かる見込みです。それと補助率が最大 45% ということで、これは公共ですので低所得者向けの住宅になっていきます。現在の生活スタイルに合わせて駐車場を 1 世帯 2 台までと来客用を確保するというのも必要かと思っておりますけど、なかなか敷地の関係で、若干その辺の増設は可能かと思っておりますけど、そういうことをしなければならぬのかなと考えております。

そして、じゃあ、いつ頃するのかということでアンケート調査を 29 年度に行っております。建て替え希望が 10 戸、希望しないが 1 戸、どちらでもいいが 2 戸ぐらいございました。あとは回答なしもあるわけでございます。そういうことで、町のお金を使わなくて官民連携事業の PPP 事業とか PFI 事業とかを含めた事業検討の指示をいたしました。これでいきますと、まず、PFI 事業でやったらどうかということで、基本計画作成業務を国の 100% の事業で応募いたしておりますが、どうしても落選いたしております。

そして平成 30 年度、これは担当の係長あたりが PPP 事業と PFI 事業の研修会とか現地視察あたりをされております。なかなか PFI は住宅の建て替えだけでは可能性が低いということで、その他に特定公共賃貸住宅ですね、もう少し高い家賃の方、この辺の検討とかもしましたけれども、なかなか場所等が千綿地区でございます。それから老朽化しております。それからお店あたりがございませんので、本当に今から造っていいのかなという不安もありまして、なかなか今、決断まで至っておりません。そういう状況でございます、真意はそういうことで考えております。本当にやらなければならないと思っておりますけれども、千綿地区は特に平坦な場所というのがございません。今から高齢化にもなります。いずれ、あそこの場合は公営住宅ですので老朽化は避けられませんので、どこかで造らなければならないと思っておりますけれども、これは考え方によれば、今ある空き家あたりが相当今から空いてくるだろうと思っておりますので、この辺の話し合いもしながら造らなくても、お金の掛からない方法が何かないか、その辺の検討しなければならないかと思っております。

それから 3 点目の学校給食センター。これはもう明らかにやらなければならないと考えております。これにしましても、4 億、5 億円ぐらい掛かりますので、今、非常に国庫の補助事業でも 3 分の 1 の補助しかございません。そうしますと財源対策債ということで、現在は 15% ぐらいみられますけれども、これが非常に今交付税が多いということで削減をされています。期待されるのは、東京都の 9500 億円の偏在税収を地方に持っていくという、これが財源になるようですので、ここを期待をしたいと思っております。そういうことで、大変厳しい財源ですけれども、これは子ども達の健康とか食を守る給食センターですので、これは誰が変わろうと、いずれしなければならない大きな課題かと思っております。

それから、子ども食堂でございますけれども、これは、本当に今 NPO でやっていただいております、昨年の 2 月ぐらいからやっていただいております。これは、最初、私も貧困家庭のそういう所の子どもたちを集めてするものという勘違いがありまして、それは、もちろんスタートはそうなんですけれども、そういう考えでございましたけれども、全国、今、長崎県は非常に少のうございます。その中で、今、長崎県でも 7 か所ですかね、7 市町で子ども食堂が出ておりますけれども、本当に今の NPO の方は先駆けて 7 番目ぐらいにされております。まだまだ全国的にはほとんどできておりません。そういうことで感謝をしたいと思っております。いちばん危険、危ないのはアレルギーとか食品の管理とか、問題が起こった時の責任の所在とかあります。その辺を今から検討していかないと、任せっぱなしではどうかなと思います。それとあと、大村辺りからも半分ぐらいは来ておられますので、大村は有料と、東彼杵町は無料となっておりますので、本当に子ども食堂というのは、今から、例えば子どもたちが個食とか、あるいは老人の 1 人暮らしとか、いわゆるふれあいの場作りですか、その辺も含めてやはり見直しをしていかなければならないと思っております。今、貧困家庭は一切ないということで教育委員会の方から話をいただいておりますけれども、そういう家庭はない

かと思えますけども、そういう個食あたりが、これは子ども食堂ではなくて、教育の一環としても少しチェックをしながら、子どもたちの健康管理、これをしっかりしていかないと、今はいいかもしれませんけども、成人になったぐらいにいろんな障害あたりがでます。そういう大きなウエイトを占めておりますので、その辺で教育委員会、あるいはこういう福祉関係が連携をしながら、子ども食堂のあるべき姿を今後見直しをしながら、行政がどういう支援をしなければならないかと考えていかなければならないと思っています。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

質問席での質問になりますけど、4月には町長、選挙もございます。初めて町長も選挙を経験されると思いますけども、この4月の選挙によって選挙の洗礼ということで、場合によりましては結果によって私も、また町長も最後の一般質問であり最後の答弁になるかもしれませんので、普段以上に気持ちを切り替えて緊張感を持って質問したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、まず先ほど千綿中学校、千綿小学校、各学校の耐用年数あたりをお聞きしたら、大体築後30年から40年ぐらい経過しているということで、法定耐用年数からいけば、ほとんどの所が後20年ぐらいはもてるのかなという感じでお聞きしておりましたが、この新しい東彼杵中学校でございますけども、ここに今年の4月から統廃合されるということで、昨年4月に教育委員会から上程された案では、今年の4月1日にとりあえず現彼杵中学校に統合して、5年後に新しい場所を含めて新築で検討したらどうかということが教育委員会からの提言で上がっておりますけども、町長は昨年の12月の会議の折に、今の彼杵中学校をそのまま使うと、そのまま使うというようなお話をされたと思うんですけど、その考えは今でも変わりませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

12月じゃなくて9月じゃないですかね。9月に議案として提出しましたよね。9月に議案提出して今の彼杵中学校を使うということでございます。しかし、これはですね、いろんな空き部屋等があります。痛んだところもあります。これは、いくらか大規模改修か何かの計画があるようでございます。内容につきましては、教育次長の方から答弁させたいと思ひます。改修をしなければならぬと考えております。教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

補足してご説明いたします。彼杵中学校につきましては、議員ご質問のとおり、本年4月1日に東彼杵中学校ということで開校いたします。改修計画につきましては、31年度に改修の実施設計、翌32年度に大規模改修ができればということで、今、財源も含めて県の方と協議を行っているという段階でございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

今の教育次長の話では、今年実施設計をして来年から大規模改修を行うということですが、大体どのくらいの規模の改修をされるのか。先ほどの答弁では、大体後 25、6 年はもてるんですけども、それを大幅大規模改修してということなんですけど、この改修によってどのくらいの長寿命化を考えておられますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

現在、国の方針も建物の長寿命化を図って、安易に改築という考えではなくて、現在の施設を使うという方針を打ち出しておりますので、実施設計におきましては、現在の建物の健全度あたりを評価をしまして、そして必要な内部、外部含めて長寿命化を図ることを目的に大規模改修を行いたいと思っております。詳しい設計上の今の耐火力とか現時点では判明いたしておりませんので、何年寿命を延ばすというのは、まだ、この時点ではわかりませんが、方針としては長寿命化を図るための大規模改修ということで考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

町長、今現在の彼杵中学校ですね、これ、ちょっと私、以前聞いたことあるんですけども、特に職員室から校舎に至る廊下みたいなのところがありますね。つなぎ目のあそこは、昔、沼地だったということは、町長は聞いてらっしゃいますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確か落成をして間もなくしてですね、クラックが入りました。私は建設の担当だったかどうか分かりませんが、造った時にすぐクラックが入ったんですよ。だからそれは、その時に確認をしました。確かに沼地で、そこだけじゃなくて全体が、蔵本の水田地帯辺りは沼地になっておりますので、それは承知をいたしておりました。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

実は私もですね、監査をしておりました関係で 8 年間、毎年、管理の状況とかなんとかを 8 年間見てきたわけですが、現彼杵中学校はユニークな作りですよ。はっきり申し上げまして。まず、廊下がコンクリートのままになっていると、各教室の出入り口は一つしかございませんので、

防犯上非常に危険な構造になっております。また、1階の校舎には廊下が無いものですから、運動場の砂埃がそのまま、例えば、今の美術室とか理科室には入ります。それと、職員室が階段を上って手前にありますものですから、職員室とか校長室と子どもたち、生徒の教室が隔離されているんですよ。そしてこれは以前から指摘されていたんですけど、非常にそういうことで職員室と教室が離れているものですから、死角が多い。要するに、そこで死角ということは町長わかりますね。そこで何か起こっても、なかなか発見がしにくいという、例えば、いじめの対象の場所になると、そういったことが非常に考えられるんですよ。それで、私は、こういうことを総合的に考えたらですよ、はっきり言って設計当時はそれでよかったかもしれませんが、先ほど言いましたように、沼地に建てられたということであつたり、今の彼杵中学校の構造自体を考えますと、私、建物としてはユニークな建物かもしれませんが、学校の校舎としては、私としては欠陥校舎のように思えるんですよ。ですから、ここをいくら建て替えても本質的な問題は解決できないから、私は、この統廃合を契機に新築をしたらどうかという意見を持ってるんですけど、町長はそういうふうなお考えはございませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そこも、今回の統合に向けて検討をしてまいりました。これは、それぞれ千綿中、彼杵中検討して、どちらが金が掛からないかということで検討しました。大規模改修はほとんど同じでございますので、後は地形の問題で、千綿中の方は道路あたりが、スクールバスあたりが行かないというのもあります。それから、もちろん利便性も若干違いますので、検討したわけです。新しく造ろうという話はしました。考えました。しかし、それは、これから20年近くになっていきますと、ものすごく中学生も減ってまいります。そうしますと、また建て替えをしなければなりません。そしたら、もうこれは我慢するしかないということで、今の私の考えはそうですから、新しく造っても、また、閉校ですから、そういう無駄な金は使いたくないということで、現行を修繕しながら、それは、もちろん今の技術ですからクラック等については補修もできます。ですから、その点で、どういうふうに杭を打たなくても、いろんな土木技術も進んでおりますので、そんなのを検討しながら、大きく沈下すればだめなんですけど、一度安定すれば大きくはまた崩れません。様子を見ながら、専門家の意見を聞きながらやっていかなければならないと思っております。もちろん、今おっしゃったようなドアがないとか、廊下が1か所ないというものは、今回の改修で2つにしようかという意見も教育委員会の方から聞いておりますので、いくらかその辺は改善できるかなと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

ちょっと、町長と私は考え方が反対で、はっきり言って先ほど申しましたように、町長自身も認められているように沼地に建てられた校舎でございますから、次から次に修繕、改修する所が出てくると思うんですよ。ですから、今30年40年近く経ってるんでしょから、これを改修してもですね、私、20年か30年ぐらいいしかもてないと思います。それよりもですね、やはりこの際、たぶ

ん後から新築、町長さんは後から 20 年、30 年後に新築とおっしゃいましたけども、統廃合の時に新築した方が国の補助金あたりもたくさん出るんじゃないですか、その辺を調べていただきましたか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私が説明不足だったんですけど、今の場所に建て替えるかどうかというのは、それは次の方が考えることであって、その時に考えていただくことであって、今は、とにかくお金を使わないようにしなければなりません。学校は、しかし耐用年数が来たら建て替えをしなければなりません。必ずしなければなりません。放置することはできません。ですから、子供たちの数も減って状況も変わってしまうから、ややもすれば人口が減れば、もう東彼杵町で建てることなく広域で中学校に行くことになるかもしれません。これは、はっきり総務省あたりもいってます。役場でも何でも一緒ですけども、足りなければ川棚、波佐見、東彼杵で広域の学校に通わなければならないかもしれません。もちろん、波佐見、川棚は、8000 人、9000 人の人口になる予定ですので、そちらの方に通わなければならないような時代が来るんじゃないかと思っております。そういうことで、今の所に建て替えてことは頭にありません。その時に、その当時の方が考えていただくのがいちばんいいと思います。沼地、沼地と言われますけど、そんなに全てがああ辺を見ていただければ、蔵本 B 団地とか、いろんな配送センターとか、常明園さんとかあるわけですよ。全部一緒の条件ですよ。ですからそれは、そんなに大きくは心配なくていいんです。クラックが入ってたというのは実際それですから。それが沼地だったら完全に砂上の楼閣で家は建ちません。そんなに大きなクラックではありませので、心配ないかと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

次の質問がありますけど、私ですね、やはり昨年の教育委員会の提言書どおりですよ、一応、教室あたりのちょっとした改修はしなければなりませんけども、教育委員会からの提案のとおりですよ、5 年後に場所も含めたところで、場所を変えるということを含めたところで、やはり私は、建て替えをした方がいいんじゃないかという意見でございます。先ほど言ったように、それはやはり、欠陥校舎で沼地であった所に建てるよりも、場所を検討したりですね、新築を検討した方が、私は補助金の関係もあるかと思っておりますけども、新しくした方が私はいいと思っておりますので、彼杵中学校の件はこのくらいにしたいと思っております。

次に、千綿小、中学校の件でございますけれども、千綿中学校は、昨年約 6000 万円ぐらい掛けて、大規模な雨漏り対策、体育館の工事もしたわけでございますけれども、千綿小学校については、たぶん、たぶんですね、予定では今年度に大規模な改修計画がしてあったと思うんですけど、今回の予算書には骨格予算ということで記載していないんじゃないかというふうな理解をしておりますけども、それでよろしゅうございますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

千綿小学校につきましては、いちばん古い、建物としてもいちばん古いということで、大規模改修についても早期にという位置付けをいたしておりましたけれども、今回、昨年9月の中学校の統合ということで、全体的に整備の優先度を見直しということで、千綿小学校につきましては、現彼杵中学校の改修後実施をしたいということで検討をいたしておるところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

実は、この千綿中学校が4月から無くなるわけでございますけれども、千綿中学校の跡地活用としてですね、昨年12月の議会で町長から千綿中学校跡地活用構想委託料、具体的な内容としてはホテルなどを計画しているということで、162万円の委託料が提案をされたわけですが、皆様ご承知のように全員一致で否決をされました。その否決の中で、中学校は改修もされたと、そして小学校が古いということで千綿小学校を千綿中学校に移しては、そっちの方がいいんじゃないかという住民の声もあるというようなこともあったと思うんですけども、町長には、こういった千綿小学校を千綿中学校に移したらいいんじゃないかというような住民からの話は耳にされたことないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

あります。移転してほしいという方、全く移転してはだめだという方、それぞれ双方意見を聞いております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

こういったこと、私も両方は聞きません。ほとんどの方が新しい方がいいと、グラウンドも広いから、千綿小学校は特に湿地が多いもんですから、昔からシロアリも発生してるわけですよ。そのシロアリ対策も今まで何回かしてると思います。そういったことから、私が聞いた範囲では千綿小学校を中学校に、新しいそしてグラウンドも広い方に移したらどうかという意見が多かったんですけど、やはりこういうことは、私も、今度、町長の話でどっちの方がなくなるか。今後、中学校がなくなる。それで小学校を移せば小学校がなくなる。そのままだったら中学校がなくなるということで、それぞれの跡地のどちらかが廃校になって跡地利用の計画をしなければならなくなると思うんですけども、町長が昨年12月に提案された際には、地元の方も全くそういう話は聞いていなかったと、そういうことで突然出てきたものですから、非常に地元住民の方、あるいはOBの方も困惑されていたんですけども、今後、跡地利用について、町長が、まず千綿小学校をそのまま残す

のか残さないのか、中学校をそのまま残すのか残さないのか。まず、それを先に決めないと跡地活用もできないわけですね。だから、そういった移転の問題、小中学校の移転の問題をどういうふうに考えておられるのか。また、それはどれぐらいで結論を出そうと思われているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、結論はですね、次の町長選挙があるわけですから、それ以降になります。当然、先のこととは言えません。それと後、いちばん大きな問題は、中学校は中学生の建物の仕様になってるんですよ。子どもたちの仕様になってないんです。だから、階段とかいろんな面で小学生用のいわゆる仕様といいますか建築仕様ですので、ここが大きく異なっておりまして、すぐさまそこに上げるということにはならないかと思います。あと考え方ですけども、跡地活用で何をするかということなんです。いろいろあると思います。地域の方が、本当に地域の活性化のためにこういうことをやりたいというならば、千綿中学校でも千綿小学校でもどちらでもいいかと思います。そこなんです。やる人がいなければ、私は千綿中の方が、いろんな ICT とか、いろんなホテルでもいいし、いろんな企業が入るには、千綿中の方がものすごく景観がいいですので、ここは活性化になります。これを使って千綿地域の方が何か一生懸命頑張って活性化をされるならば、それは問題ないと思うんですけど。千綿小学校は中学校に戻すとなれば、また中学校を全部やり替えなければならない。だから、そういうことをしてる暇はないと思います。また子供たちも減ります。これも本当に人口減を前提に考えないと、今までどおりの空いたから行くという発想は、地域の方には丁寧に説明をすべきだと思います。すべてが公共施設管理状況、これは 70 億あるとってまですけど、本当に厳しい選択がきます。本当ですよ。これは職員はボディブローで今から廻らないといけないんですよ。3 つある公共施設を 1 つにして 2 つ落としますよという大変なことになってきますので、そこをよく考えてしていかなければ大きな負債になります。議員もよく知っておられるとおりに福祉組合のシミュレーション見たら、びっくりするように年間 5000 万円ぐらい、ぐんぐんと負担金上がるようなシミュレーションですので、おいそれとやることは、なかなか民間の力を借りていくしかないかなと考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

今、町長がおっしゃったように、確かに小学校を中学校にもってくと、それはもうトイレから、階段から、手洗いの高さから変えなければいけない。それは当然です。机の大きさも違います。当然ですね、小学 1 年生 1m20 c m の人と 1m50、60 c m の人とは体格から違うわけですから、それはもう当然の改修をしなければならないでしょう。しかし、先ほど町長がおっしゃったけども、何をするにしてもともかく今までの手法として、大楠小学校とか音琴小学校の場合もそうだったんですけど、なかなか根回しといいますか、住民の話を先ず聞くという姿勢が非常に欠けていたんじゃないかと思います。今年の 12 月の総務委員会の報告でも報告をいたしましたように、私たちが視察に行きましたコミュニティバスとかデマント型バスの茨城県の太田市とか神奈川県の大和市辺

りの視察で報告書に書いてあったとおり、とにかくこういった事業をする場合には、やはり、まず住民の意見を十分に聞くということをやってもらいたいというふうな要望をこの際にしておきます。

次に、下川団地にいきたいと思うんですけど、ちょっと聞き損なったんですけども、現在何室中に何人、19室とか、もう1回それを答弁してください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

全部で9棟ありまして、37戸ですね。そのうち政策空き家が19戸あります。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

わかりました。そしたら現在37室中18室に入っておられるということですね。それが、私、以前も要望したんですけども、各棟に1人しかいないとか2人しかいないということで、早くまとめて1棟をとにかく解体をなさいと。そして解体すれば、今、入居されている方も、これは将来こどもなくなるんだなという意識が生まれてこられると思うんですよね。ですから、早く1棟、2棟を解体してくださいと。1人、2人いらっしゃる所を別のところの棟に行っていて、それを前から要望していたんですけど、それを早く私はすべきと思うんですけど、町長の意見を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほども答弁いたしましたけども、職員が相談に行っております。例えば転居の費用も出してですね、それで替わってくれませんかということでお願いに行っておりますけども、何軒かはそれで替わっていただきました。しかし、いわゆるトラブルが、転居によってトラブルで、やはり人と人ですのでいろんな感情面等もあってなかなか進展いたしておりません。時期を待つしかないかなと思っております。確かに凶面等をもって職員も一所懸命交渉をしてやっておりますけども、相手が今まで住み慣れたところ、そういう環境、住環境ですので、なかなかそれを強制的に出ろというわけにはいきませんので、努力はしておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そもそも、下川団地。広さがどのくらいあって、将来これが更地になった場合どういう計画、そこまではまだ考えておられませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだ18戸が住んでおられるわけで、それを計画なんかを作る考えは全くありません。まだ住ん

でおられるわけですから、跡地活用なんか全く考えておりません。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

やはり町長、こういった棟を集約するとか、そういったお願いをするならば、その辺までは、ある程度の構想を持っていた方がいいんじゃないですか。例えば3年後、5年後、すべて撤去された後に下川団地の面積はどのくらいあるから、町としてはこういったものを造りたいとかいうような、それはやはり現時点で考えとかなければいけないと私は思いますけどね。どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

図面とか何とか引けません。ただ、何に活用しようかという考えはあるんです。この場では言えませんけども、いろんなあそこの地形条件がよくわかりますか。あそこはですね、本当に低いんですよ。低いですから一般的には上げればいいんでしょうけど、ますますまた、東町側もまた低いのでそういうことできません。そしたら次に建て替えるということはありませんんじゃないかなと思います。どこか別のところに造った方がいいんじゃないかなと思います。宅地条件としては、非常に低いです。ですから、下水道とかなんとかやるにしても海水が入るような高さですので、ここは考えていかなければならないと思っております。もちろん蔵本A団地を見てください。まだ昭和26年ぐらいの家が4戸ぐらいあるんですよ。おかげで2戸は移転されるような話を聞いてますけども、ここも積極的に話をしてるんですけど、なかなか高齢の方で家賃も安いと居住権がありますので、憲法でこられたらどうにもなりません。居住権は。いくら議員さんが言われても無理です。ですから、お互いに退去をなんとかできないでしょうかという話はしております。なかなか簡単に机上論では言えない非常に苦しい選択がっておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

その居住権については、蔵本A団地、千綿団地でも一緒ですよ。千綿団地も一緒ですよ、立ち退きは強制的にはできないわけですから。しかし、ある程度の条件を出していただければ、たぶんそういうのも可能になると思うんですよ。たぶん入居費の問題でしょうから、たぶん問題になるのはですね、家賃の問題ですよ、最終的には。そこで、やはりそういう解決策は町としては当然考えておくべきであると思います。そういうことで、今回、下川団地には構想あるけど、たぶん、今町長がおっしゃったように住宅は無理でしょう。いちばん浸水がしやすい所ですからね。ですから、その他の計画を聞いたんですけど、まだ今のところ発表できないというような段階と理解しました。

次に、駄地住宅ですけども、現在21部屋あるのに19人が入っておられますけども、2部屋が空いております。この2部屋の状況は今どういうふうな状況になっているんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

2 部屋、現在空いておりますけれども、建て替えの予定があるということで積極的な募集を行っていないので、ちょっと修繕ができていませんので、もし短期間でもいいよという方がいらっちゃって、入りたいということであれば見せてはいるんですけども、風呂窯であったりとか給湯器であったりというのを入居者ご自身に準備していただかないといけないので、短期間しか入れないのにそういう投資はできないということで申請には至ってない状況です。修繕もかなり必要な状況になっております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

そういうことでしたら、この駄地住宅も 40 年以上近く経っているわけでございますから、先ほどの町長の話では将来的には 2DK で 24 部屋ですか、2 階で 2DK を造りたいような、ここについてはそういった具体的な構想があるというわけですね。そういうことになりますと、下川団地は政策空き家で入居者募集をしないんですけども、駄地住宅はそういうことで要望があれば入居者を募集するような格好になってるんじゃないかと思っておりますけど、これは、はっきり申し上げて、ここも政策空き家にしたらどうですか。新しい入居者は要らないと。さっき町長からお話があったような計画があればですよ、準政策空き家ぐらいにしてもいいんじゃないですか、どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

状況を見ながら判断をしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

今のは、なかなかいい答弁でございました。私ね、先ほどの町長のお話で、なかなか低価格の住宅にしなければならないというお話もあったんですけど、特公の話もありましたけども、私は東彼杵町という町全体のバランスを考えた場合に、やはり彼杵地区には町営住宅が低所得者向けからある程度の家賃の住宅があるわけでございますけども、千綿地区には駄地団地だけなんですよね。1 か所だけです。人口も千綿地区約 2000 人ちょっとおりますので、やはり町全体の住宅のバランスを考えた場合に、やはりこの駄地住宅は必ずですね、千綿地区にはそういった町営住宅というのが、今後必要になると思うんですけど、先ほど、2 階の建て替えの計画をされましたけど、その計画というのは、ある程度実現可能な政策ということでよろしいんですか。私、やはり千綿地区にはそういった住宅が必ず必要というふうな気持ちがあるものですから、先ほどの計画はある程度具現化

するような計画であるということでも理解してよろしいのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、今、彼杵地区しかないということですが、彼杵地区がなぜ多いかとなれば、買い物とか交通の便とか、そういうことで歴代の町長が造ってるわけです。だから公営住宅を造ったというのは、これは大変語弊がありますが、生活が大変厳しい方、低所得の方向けに、これは彼杵地区も千綿地区も造ったんです。ある程度所得が高い人、特定公共賃貸住宅とか、それと若い人が来ますので、そういうところはお店屋さんがある所、買い物ができる所なんです。だからおのずと場所が制限されます。右肩上がりの経済だったらそういうことが可能なんです。しかし、今からはどんどんどんどん人口が段々減っていくということで、人口減に対してですね、どういう政策をするかというのが、今、公共施設管理あたりが建てておりますけど、ここなんです。これは本当に必要最小限の調査をしなければなりません。今、調査をやっているのは、財政管財課でやっておりますけども、これは課長、係長あたりが調査をしてやっておりますけども、本当にこれはもっとシビアに今指示をしておりますけども、利用度とか利用時間とか細部にわたって調べてしなければなりません。本当に住宅あたりもあと何人入るのかということなんです。その辺の需要もわからずに造りますということは簡単に言えません。ですから私もいつも言っておりますけども、集落あたりに入って空き家あたりがどうあるのか、じゃあ空き家に移ってくれませんかとか、そういう政策がお金も要らないわけですから、今あるものを使っていければいいと思います。例えば、改善センターあたりを活用することもできます。10世帯くらいは何とかなります。だから誰も使わないわけですから、だったら何か使おうということで、その辺で公共施設の有効な利用ということで、改善センターを住宅に何戸でもされる可能性があります。そういう知恵を出しながらいかないと、ここでどんどん造っていくとなれば、これは負債で大変になりますよ。だからよく考えて住宅政策もやらなければならない問題です。ですから、本当に今から財政等も厳しゅうございますので、知恵を出しながらやっていくべきじゃないかなと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

いやいや、さっき言われたじゃないですか、2DKで24室で2階建てでって、ということは建てるということでも理解していいんですかということも聞いたんですよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう、2階建てで4億円掛かるということで、これが町がやらなくてPPPとかPFIですね。民間を使ってやって負債が掛からないように、お隣の若者住宅があるでしょ。そういう感じでいくことでやるんですよ。そういう知恵を出さなければなりません。丸々、今のところ建てるようにしておりますが、じゃあ、今住んでる方はどうするかということなんです。家賃はスライドして上げなければいけないんですから、本当にそれでいいのかということがあります。だから検討してい

かなければならないんですよ。だから、それは造ろうとすれば4億円程度掛かります。ただ、後は知恵を絞ってどういうスタイルでやった方がいちばんいいものか、そこを検討すべきだと思います。やらないといけません。これは老朽化です。誤解のないようにお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

わかりました。要約すると建て替えは必ず必要であると。しかし、その建て替え方法とか、運営方法については今後検討するということがいいですね。

それでは次に、給食センターにいきます。これは、さっき町長が明確に建て替えなければならない施設であるというような答弁をされたわけでございますけれども、去年の12月にも250万円のトイレの改修が補正で上がったわけでございますけど、このままいくと、あちこち、あちこち修理ばかりしなくてはならないようになってくると思いますよね。はっきり申し上げて。ですから早急に3年後あるいは5年後に建て替えるというような計画を、今のうちに作った方がいいんじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、選挙も間近でございますので、当選された方が考えることであって、今ここで私がどうのこうのという説明は言える段階ではございません。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そういうことじゃなくてですね、これはもう、現職がなられようが新しい方がなられようが、いちばん最初に言いましたように、行政は継続性があるわけですから、そういう明確に建て替えなければならないと思っておられるならば、在職中に考えておくべきじゃなかったんですかということ、私は言っているわけですよ。これは、はっきり申しまして前の町長ですね、8年前の町長の時代から、もうそろそろ建て替えが必要ですよというようなことを言われていたわけですよ。それで、その間8年間何も具体的な動きが今の渡邊町長の時はなかった。やはりこの8年間だけでも、相当な修理とかを何回もしてますよ。だから、この在職中の8年間、3年後、5年後のことを考えたら、建て替えということで検討をして、その計画は在職中に作っておくべきじゃなかったかなという意見を私は思っております。例えば、登壇でも言いましたように児童生徒数も減ってくるし、人口も減ってきますので、今、現在、配食だけは民間委託をしていますけども、給食センターの規模とか何とかも、今後改めて、どなたが町長になられるかわかりませんが、新しくなられた町長については、規模とか運営方法についても、現状じゃなくて、やはり運営方法も私いろいろ調べてみましたが、給食センターの民間委託には、全てを投げ出す委託と、例えば食材を調理する分、やはりこれは地産地消とか無農薬の米とか野菜とか、そういうのを使っていかなければなりませんから、そういうコアな部分については、今までどおり町が運営して、そして返ってきた皿を洗うとかそういったことについては、ある程度マニュアルでできるわけですから、機械化がされていますから、

そういうところは民間委託をするというような方法も、かなりあちこちの給食センターでされてますので、是非この運営方法も町長がどうなるかわかりませんが、頭の片隅に入れていただければなという思いですけど、どうですか町長。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当然、これは頭の片隅どころじゃないです。常に考えております。そしてまた、職員が常にそういうことは毎回検討しておりますので、さっき議員がおっしゃったように行政は継続だとおっしゃいました。そのとおり、その町長がいなくても教育委員会部局では、常にそういうコスト削減とか衛生面とか考えながらやらなければならないと考えておりますので、後は、いつするかというのが問題なんです。だから予算等があるときに適当な時期にやらざるを得ないと、これは、私が町長になって、何年ですかね、25、6年ですから、言われたのは1期目の終わりぐらいですよ。それは誰が言ったかという、議員さんたちは誰も言いません。言われたのは、そこの県から来ている栄養士の方から言われたんです。これは、本当にしないといけないと気付きました。だから、今そういう話をして、これは絶対しないといけないということで、概算どのくらい掛かるかということで調べもしております。そういうことですので、行政はトップが替わろうと職員はずっといます。常にそういう考えでしておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そういうことでしたら、是非、この給食センターについては、建て替えということを大前提として、私もちょっと調べて見ましたら、同程度の自治体で、以前は1億7000万円で建設をされたんですけども、現在はいろんな食品衛生管理とか、そういったハサップの衛生管理も導入しなければなりませんから、かなり以前よりも高くなります。町長は4億円ぐらいとおっしゃったけど、私も大体そのぐらいだと思いますので、是非、今年から、私は3年後、5年後を見据えて基金を作っておくべきじゃないかというような意見を申し上げて、この給食センターについては質問を終わります。

次に時間もあまりございませんので、子ども食堂の件なんですけども、この子ども食堂は、はっきり言いまして町長がおっしゃったように、最初は貧困世帯の子どもが対象だったんでしょうけど、現在は、登壇でも言いましたように、老人から老若男女、子どもから全てが対象になって、いわゆる地域の交流の場所になっております。現在、県内で大体どのくらいが具体的に運営をされていて、その運営母体、食事の有料、無料はどういうふうな状況になっていきますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

県内では 25 団体あります。それから費用的なものは、料理については、子どもはほとんど無料ですが、50 円から 100 円いただいている団体もあっております。また、大人についても、無料もありますが、100 円から 300 円いただいている団体です。一応 25 団体の内 13 団体について聞き取り調査をしました。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

課長には、そういった調査をしてご足労ありがとうございました。私もいろいろ調べたんですけど、やはり長崎県は特に遅れています。九州でも福岡県、大分県、熊本県、それぞれの補助金があるんですよ。県自体の補助金。福岡あたりは県の補助金に加えていろんな大きな企業がありますから、企業からの支援とか、また、各自治体、市町の補助金もあります。東彼杵町には一切補助金が出てないようです。補助金を捻出することも必要なんですけども、だいたい聞いてみましたら、全国聞いたり調べたりしましたら、東彼杵町の子ども食堂でも、だいたい 1 回の食材費が 5000 円ぐらい掛かるそうです。しかし、そのうち 3000 円ぐらいは、あるスーパーから食材を無料で提供していただいているから、実質的には 1 回 2000 円ぐらいの食材費で済んでいるそうです。しかし、これはほとんど会員さんの寄附とか何とかで成り立ってるわけですよ。町とか、国とか、県の補助金は一切ないです。やはり全国を見ますと、月に 1 回あたり 5000 円から 1 万円ぐらいの補助をしている自治体が多いです。ですから東彼杵町も、この子ども食堂も先ほども町長が言われたように、これから子どもだけじゃなくて、貧困世帯の子どもだけじゃなくて、地域の交流の場としていろんな活用をしていくには、今の NPO 法人さんの手出しでは長続きできませんですよ。長続きできません。実は、この子ども食堂については同僚議員が去年の 4 月の開設以来、いろんな援助、また協力もされております。同僚議員が、その方は当事者であるから逆にこういった要望はしにくいんですけども、代わって私が要望させていただきたいと思っております。是非、東彼杵町でも子ども食堂に対する補助、これは国も内閣府に地域子どもの未来応援交付金というものがありますから、是非、こういったものを調べて、丸々、町から 100%の補助金ではなくなって、国からそういった交付金もありますので、そういったことをちょっと勉強していただいて、是非、町内にある子ども食堂については、是非、町からの補助あたりも今年の 4 月から検討をしていただければと思うんですけど、町長の見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご質問のとおり、確かに全国的には、そういう子ども食堂がどんどん入ってきております。これは都会になりますと大きな企業が支援をいたしております。100%食品メーカーですけども、これはどういう意図かわかりませんが支援をいたしております。そしてまた、長崎県はいちばん少ない自治体ということで、7 自治体しかございません。全国的にもっと多いのは二桁以上の何といえますか 100 市町村ぐらい平均的にあるんです。長崎県は非常に遅れております。そういう中で今、NPO が頑張っていただいておりますので、今後は検討して、やっぱり行政も直ぐにはできませんけど、もう少しですね、本当に学校からは、そういう貧困の子どもはいませんよと、じゃあどう

してるのかといいますと、たまたま来られた方を食堂に集めてやってるということでございます。若干、私も何回も言いますとおり、個食、1人で食べる機会、あるいは老人の1人で食べる機会、そういう和みの広場みたいな感じで、出会いの広場みたいな感じでやるのが、子ども食堂だということを我々も最近知るようになりました。ですから、これはやっぱり今からは、高齢化社会、あるいは少子化ということで、当然、町としても贅沢な助成とはできないかもわかりませんが検討していかなければならない大きな問題かと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

制限時間となりましたので、これで、2番議員、吉永秀俊君の質問を終わります。
ここで暫時休憩します。再開を11時といたします。

暫時休憩（午前10時51分）

再 開（午前10時59分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番議員、大石俊郎君の質問を許します。

○9番（大石俊郎君）

今期16回目の一般質問となりました。よろしく願いいたします。では、通告しておりました3点について質問いたします。

先ず第1点、集落点検実施状況の現状について。

(1) 最終的なアンケート調査回収率は何%になったのか。

(2) 地区ごとの報告書の作成は完成したのか。完成している、完成していないだけの答弁で結構です。

(3) 報告書に基づく、各地区への説明はどのようになっているのか。計画をしている、計画をしていないだけで結構です。

(4) 集落対策の検討を今年3月まで進めていく計画と答弁しておられたが、計画どおり進捗をしているのか。これも、進捗している、進捗していない、これだけで登壇時の答弁は結構です。細部は降壇してからお伺いします。

2、今年2月1日に懲戒処分された職員の停職6か月事案について。

(1) 昨年11月16日から48日間、正当な理由なく無断欠勤に至った要因は何か。今年2月5日の読売新聞記事によるものであります。

(2) その職員は、いつ教育委員会に配置をされたのか。

(3) 昨年11月16日以前の勤務状況はどうだったのか。

3、町長として今期4年間の成果と3期目の政策等について。これは、当然、当選されたことを前提としてお伺いしております。

(1) 今期4年間で、最大の成果を3つ挙げるとすれば、その事業等は何か。事業等名のみ教えてください。細部については、降壇してからお伺いします。

(2) 推進されてきた各種政策や事業の中で、改善や見直し、(反省を含む)をすべき事項があった

のかどうか。あったのであれば、その政策や事業名等を最大3点紹介してください。細部については、降壇してからお伺いします。

(3) 3期目において、重視される政策、事業(目玉)は何か。最大3点紹介してください。この件についても、細部については、降壇してからお伺いします。以上であります。

○議長(後城一雄君)

町長。

○町長(渡邊悟君)

大石議員の質問にお答えいたします。1番目の集落点検実施状況の現状につきましては、1番から4番まで担当課長から説明をさせます。

次、3番ですけれども、町長として今期4年間の成果と3期目の政策等についてでございます。特に3期目については当選したことということでございませぬけど、当選しておりませぬので、答弁は出来ませぬ。1点目の今期4年間で最大の成果を挙げるとすればということでございませぬけど、これは、私がランク付けをするべきじゃないと思っております。どんな小さなことでも町民皆様のためになることは、結果として捉えれば最大の成果でございますので、それは私が言うべきものじゃないかと思っておりますが、敢えて議員の方からそういう話があると思っておりますので、私なりに評価をすると考えた場合に、先ずは中学校の統合問題と思っております。次は、そのぎ茶の日本一、次は、若者のネットワークでございます。これは、全て私の成果じゃなくて、お茶の生産者の皆様方、あるいは町民の皆様方、そして担当した職員の支援があったからできたと思っております。そういうことで、そういう3つを挙げさせていただきます。

それから、2点目の改善、見直しとなっておりますが、もう少し具体的に質問していただければいいかと思っております。

3期目の事業、政策は何かでございますけれども、今回は、この場では、町長選に出馬される方もいらっしゃるということでございませぬので、そういうことはしゃべられませぬ。私の大きなビジョンは、若者が魅力を感じるまちづくりということで、ビジョンとして挙げておきます。以上でございます。

○議長(後城一雄君)

教育長。

○教育長(加瀬川哲文君)

2点目の大石議員の質問にお答えしたいと思います。今年2月1日に懲戒処分された職員の停職6か月事案についてということでございませぬ。昨年11月16日から48日間、正当な理由なく無断欠勤に至った要因は何か。2番目に、その職員は、いつ教育委員会に配置をされたのか。また、3番目に、昨年11月16日以前の勤務状況はどうだったのかということについてでございますが、今年2月5日の新聞記事にありますように、東彼杵町教育委員会は2月4日東彼杵町教育委員会の男性主事29歳を2月1日付けで停職6か月の懲戒処分にいたしました。昨年11月16日から48日間、正当な理由なく無断欠勤をいたしました。昨年10月頃から上司に体調が悪いなどとメールを送って出勤しなくなり、詳しい理由の説明もありませんでした。東彼杵町の職員の懲戒処分等の公表基準に則り、これ以上のことにつきましては、答弁を控えさせていただきますのでご了承いただきたいと思っております。個人のプライバシーの保護、個人情報もあり公表している以外のことにつきましては、答弁を控えるということでご了解いただきたいと思っております。以上、登壇しての回答を終わらせてい

ただきます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

町長に代わりまして、大石議員の1つめの集落点検実施状況の現状について、お答えさせていただきます。1点目の、調査回収率は何%になったのかということでございますが、町全体での回収率は64%になっております。2点目の、地区ごとの報告書の作成は完成したのか、まだ完成しておりません。3点目の、報告書に基づく各地区への説明はどのようになっているかということで、計画をいたしております。4点目の、計画どおりの進捗をしているのかというご質問でございますけども、計画どおりには現状としては進んでいない状況でございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

まず、集落点検の実施状況の調査回収率は64%という回答でございました。まちづくり課長は12月の定例会で、今回実施した調査の活用及びこの成果を挙げるためには、できる限り8割近くまで上げられないかと考えていると、このように答弁をしておられました。12月定例会終了から今日まで、8割近くまで上げるためにどのような対応をしてこられたのか。長々と答弁は要りません。簡潔かつ具体的な答弁を、できれば1H5Wで答えていただければ助かります。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

回収率を上げるために、まず、取りました内容といたしまして、12月期の区長会におきまして調査の意義等も含めて、再度、区長への調査等への協力をお願いをさせていただいております。結果といたしまして、あまりいい返事をいただけなかったのが現状でございます。その間、現状といたしましては対応が出来ていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

12月の区長会で区長会の皆様方に協力要請したけれども、あまりいい返事がもらえなかったと。そうしますと、8割近くまで上げないと、この調査の活用、成果を挙げるためには、あまり効果が

出ないということになりますね。やっぱり効果を上げるためには8割まで上げたいという答弁であると。今、言った64%、16%のギャップがあります。そうしますと、このアンケート調査の目的、これが十分に達成されない。全然無駄とは私は言いませんよ。やっぱり8割近くまで上げることによってその成果が上がると答弁しておられる。64%。約70万円近くの職員の残業手当の税金を投入し、また、税金だけではなくて職員の方は本来の仕事をもちながら、この残業の業務に当られると、残業業務をやるということは、本来の自己の職務が非常に厳しくなっています。ましてや12月から1月、2月、3月と来年度の準備を進めていくということになれば、非常に各職員の方は負担が大きくなったのではないかなと私は思っているわけです。こういうこの集落点検、64%回収率、このアンケート調査、失敗のように見えてくるんですけど、町長いかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

集落調査の目的というのは、アンケート調査のいちばん表題に書いてあるんですよ。それが目的なんです。今回終わりじゃないんです。よく理解してくださいよ。アンケートだけじゃないんです。先に見えるものは、町民の方と、いわゆる膝を付き合せて、これから人口社会をどうしようかという話し合いをすることが集落点検の大きな目的なんです。これはアンケートだけでは終わりませんよ。そんな、現場にも行かないで、紙だけ配って何ができますか。だから、考え方を改めてください。それは職員も一所懸命頑張って、そんなに仕事がどんどん進むような仕事ではございません。ちゃんと連絡を取りながらやっていますので、それは議員、勘違いしてんじゃないですか。集落調査というのはそういうものなんです。まだまだなんです。64%取れて、これは協力してもらいます。まだまだ、たくさんの出席をされない、参加されない方がいらっしゃいます。失敗とか何とかじゃなくてまだ進行中ですので、今からやらないといけないんです。これは議員さんもちろんですけど、我々は役場の机に座ってるだけじゃなくて地域の出かけて行って、いろんな悩みを聞いて、これから家のこととかいろんな悩み事があります。それを本当に親身になって考えていこうというのがこれですから、簡単には終わりません。だから、単純にアンケートしたから終わりじゃないんです。何かたぶん期待をされております。アンケートすれば町が何かしてくれるだろうと、そういうことじゃないんです。皆さんのことを、今からどうしようかという調査をして実態を調べていって、それから、これからどういう組織を作って、どういうふうはこの地域を守っていこうかということなんです。だから、誤解がないようにお願いします。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

町長の考えはわかりました。私の考えは改めません。これはいいです。また、同僚議員が次に質問しますから、そこにお任せして次の質問にいきます。

2番目の地区ごとの報告書の作成はしたのかということで、完成してないということですね。では、完成してないというと予定計画より遅れているようですが、完成目標時期はいつなんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

現在、作業を進めておりまして3月中には各地区の報告書、中間報告書という形になろうかと思いますが、それは完成する見込みでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

3月中に完成する中間報告書は区長へ配布をされるんですね。あるいは議会議員に配布をされるんですね。そこをお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

全体的な報告書については公表の対象ということで考えておりますが、各地区の報告書につきましては、各地区の区長さんのみへの配布というふうに現在考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

わかりました。よろしく願いいたします。

(3) 報告書に基づく各地区への説明はどのようになっているのかということで、計画をしているという答弁であります。では、この計画書、もう区長に配布をしておられるのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

現在まで、まだいたしておりません。3月の区長会の折に説明、配布という形を今現在考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

了解をいたしました。

(4) 集落対策の検討を今年 3 月まで進めていく計画、計画どおり進捗していないという答弁でありました。これは、そしたらいつこの計画、どのくらい計画より遅れてますか。この 3 月まで進めていくという計画。3 月までできないわけですね。計画どおり進捗していないということは、いつできるんですか。4 月できるんですか、5 月ですか、その辺のところを教えてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

現在の進捗状況といたしましては、当初の計画といたしまして 1 か月ほど遅れている状況でございます。計画の報告等につきましては、先ほど言いましたように 3 月末までには、報告書として各地区へご説明等をしたいと思っておりますが、その後の地区全体、各地区につきましては、次年度 5 月以降にかけて、その間、区長さんとの日程調整を図って、説明の時期の日程を調整していきたいという計画でございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

教育長から無断欠勤に至った理由は 10 月上旬メールを送ってきたと、その後あまり応答がないということで、プライバシーだからあまりここでは言えないということでありました。その点は了解いたしました。じゃあ教育長、その職員はいつ教育委員会に配置されたのか。これもプライバシーで言えないということですか。答弁ありませんでしたけど。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

その職員がいつ教育委員会に配置をされたかということにつきましても、当該職員の個人情報でございますので、答弁を控えたいと思います。個人が特定される可能性がありますので、ご勘弁いただければと思います。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

本当にそれがプライバシーですか、特定されるとか。私がここで言うと特定されるから言いませんけど、いつ教育委員会に配置されたか。ぼや一つと言っておきます、ぼや一つ。28 年ですよ。28 年ぐらいに配置をされてます。その程度、私から言うておきましょう。28 年とはいろいろあり

ますからね。

じゃあ、(3) 11月16日以前の勤務状態はどうだったのかということについても、答弁されませんでした。これも、やはりプライバシーですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

これにつきましても、特に11月16日以前の勤務状況、個人はかなり諸々のいろんな状況もございまして、個人情報としてプライバシーの問題もありますので、個人が特定される可能性もあるということから答弁を控えさせていただきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

それでは、新聞情報によれば、30年10月頃から上司に体調が悪いなどとメールを送って出勤しなくなり、詳しい理由の説明も拒んで、教育長もそう言われました。メールを送ってきた正確な日にちは何日だったんですか。これは特定できませんね。お答えください。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

メールにつきましては、担当の係長あるいは次長等に送ってきておりますけども、その日にちはほとんど毎日でございます。前半につきましては、ほとんど毎日でございますので、それによって把握をしていたというところです。以上です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

いや、何回も送って、いちばん最初のメールは何日だったんですか。何回も送ってきたんでしょ。いちばん最初ですよ、10月上旬のいちばん最初。何回も送ってきたんでしょ、いちばん最初。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

休暇の申請につきましては、職員個人の情報に。

○——△——

メール。

○教育次長（岡木徳人君）

メールにつきましては、休暇を申請する内容でございますので、それにつきましては職員個人の

事情によるものですので、詳しい内容は差し控えたいと思います。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

メールを送ってきたのも個人情報、すごい個人情報ですね、ちょっと考えられません。じゃあ、10月上旬からとしましょう。10月上旬というのは1日から10日までが上旬だと私は思うんですけど、その頃から無断欠勤を始められた。じゃあ、その時から、11月16日から完全な無断欠勤ですよ。11月15日までは、どういう、その間も電話もこなかった、有給休暇だったのか、無断欠勤だったのか。その辺はどうだったんですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

本人から勤務できないと連絡がっておりますけれども、その休暇の取り扱いについては教育長の専任事項でございますので、ここでは答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

なんでもかんでも答弁できないんですね。びっくりしますね。じゃあ次、懲罰会ですか、懲罰委員会ですか。懲罰会はいつされました。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

1月31日に懲戒分限処分審査会ということで開催をいたしております。両方またがる、懲戒も分限も両方という審査会を開催いたしております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

懲罰会議の構成はどなたが参加されましたか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

審査会のメンバーについては、教育長、総務課長、もう一人課長を入れて3名で行っております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

この職員の、教育委員会所属の職員ですよ、懲戒権者はどなただったんですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

任命権者である教育長でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

任命権者である教育長が懲罰会議に入っておられる。おかしくはありませんか。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

そもそも審査会というのは法的に、先ほどの分限処分審査会です。これについては、法的に設置が義務付けられたものではないでございます。もちろん、任命権者である教育長が懲戒処分なりの処分を行うわけです。ただ、処分を行う際に1人の意見にならないように、総合的に、また公平な部分から他の意見も聞くということで審査会を開いたところでございまして、入っておられても何ら問題ないということでございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

任命権者が懲戒分限処分審査会に入っても問題ないと、こういうことですね。では、休暇申請書。

職員がその間 10 月上旬から無断欠勤に至るまでは、その間休んでいるわけですね。有給休暇申請だと思うんですけど、その休暇申請書はどうやって申請されたんですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

職員本人から勤務できないという旨の連絡を受けまして、その後、その職員の取り扱いにつきましては、上司と相談の上決めております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

よくわからないですね。休暇申請というのは、そもそも自分が申請書持って、風邪引いたとか突発的事情は別ですよ。電話とかメールとかでやるんでしょう。しかし、こういう長期にわたる 10 月上旬から 11 月 15 日まで長期にわたった時は、長く休暇をとる場合は、それもメールとか電話で行かなくてもいいということですか。今の答弁は、どうなんです。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

職員が勤務できない理由はさまざまございます。その理由が長期にわたる場合も考えられますし、その事案事案に応じて適正に指導は行っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

適正に指導するとか、そういうことは聞いてません。休暇をどうやって受理したんですか。本人が持ってきたんですか、あるいは電話で受け付けたんですか、どちらですか。あるいは教育委員会の職員がその懲戒処分を受けた該当職員の自宅に行って受理したのか。この辺を私聞いてるんですよ。どれですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

勤務ができないという連絡は、上司、係長、私の携帯にメールで連絡はきておりました。以上です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

いや、どうやって有給休暇の申請を受理されたんですかということを知りたいんですよ。だから、メールで受理したんですか。次長の答弁は、いかかですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

勤務が出来ない状況ですので、これを有給休暇扱いにするのか、あるいは欠勤にするのか、そこは、決定は教育長の専任事項でありますので、そこについては答弁は差し控えたいと思います。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

無断欠勤は11月16日だった。私が聞いたのは、10月上旬から11月上旬の無断欠勤でない間のことを知っていますよ。その間のことは有給休暇の処置か何かしないといけないんでしょう。それをメールで受け取ったのか、電話なのか、本人が教育委員会に持ってきて文書で提出したのか、あるいは出て来れない状況だったら、教育委員会の職員が懲戒処分を受けた職員の自宅まで取りに行ったか、この3つのうち1つじゃないですか。教育次長、あなた、私の質問に一つも答えてない。しっかりした答弁をお願いします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

病気休暇等を含めて休む場合には、本人は動けない状況です。だから出てきて書類を出すことができません。だから、その場合は電話で同僚もしくは係長が受けて、代わりに提出をいたします。それで、それを教育長が受けて受理するという形ですので、それを、病気であろうが何であろうが来て来て、そしてお前が書類を出せということは、とても言えません。そういうことでありますので、了解していただければと思います。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

職員が病気休暇ということだったら止むを得ないですね。それは、出て来て処置することはできません。

次は、処分された職員と産業医やストレスチェックの関連性についての質問です。現在、産業医は指定されてるんですか。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

法定に基づいて産業医を選定しております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

その産業医の方はどなたですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

産業医は町内の山住医院の先生でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

それはいつ指定されましたか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

正確にはすみません。2 年前には既に選任をいたしております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

平成 28 年、2016 年 6 月に労働安全衛生法により、年 1 回のストレスチェックの義務が付けられました。2 年前ですから、今年度まで入れて 29 年と 30 年の 2 か年、これはいつ実施されました。29 年度、30 年度の日を教えてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

期間は 10 月から期間を設けてまして。

○——△——

いつ、何月何日かで。

○総務課長（松山昭君）

いや、それぞれ職員に表ですとか、WEB で報告するとか、そういった一定期間を設けてストレスチェックを回答させますので、10 月から 11 月にかけてということで、それで 2 年間は実施をいたしております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

わかりました。このストレスチェックは職員全員が受けるようになってるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

職員は全員受けることになっております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

じゃあ、この懲戒処分を受けた職員も当然ストレスチェックを受けたわけですね。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

今回の処分対象者については、ちょうど欠勤に入る時期でございましたので、ストレスチェックについては受診しておりません。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

このような職員こそストレスチェックを受けないといけないんですよ。違いますか。健康な人は本当は受けなくていいんですよ。例えば、おかしいな、顔色がおかしいな、やる気がないな、元気がないなという職員こそストレスチェックを受けないといけないんですよ。なぜこのような職員をストレスチェック受けさせなかったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

おっしゃるとおり、非常にそういったことで精神的な部分も対処するためにストレスチェック等をするというのが、非常に目的でございますので、全職員受けて、受けさせたいというふうに思っておりますけれども、これは強制することもなかなかできませんし、内容についても特定できません。課題となっておりますけれども、全職員の受診を推進していきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

次に、町の衛生委員会について聞きます。町に衛生委員会を置くと定められております。現在委員長はどなたがやっておられますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

衛生委員会を置いております。委員長は、私が勤めております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

職員安全衛生管理規程では、副町長と明確に定められております。委員長不在の時は誰々とはありません。となれば、となれば、この副町長不在の間、誰がやるかとなると、町長か、あるいは、今、副町長不在ですから誰かを指名しないとイケない。安全管理規程の条例を変えるかどちらかだと思えますけど、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

確かに、代理で私の方が、今、委員長を代行しております。以上です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

ここに、職員安全衛生管理規程があつてですね、町の衛生管理委員長は副町長と明確に定められております。第 11 条ですよ。委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。代行なんてどこにも謳ってません。条例違反ですよ。この管理規程違反ですよ、あなたがやっているのは。違いますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

職務の内部の維持管理・保全のために要綱を定めておりますけれども、緊急の場ということで代理でいたしているところがございますが、法整備等務めていきたいと思っておりますが、対処していくところと進めているところがございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

やはり管理規程がきちんと定めてあるんだったら、副町長いない時にはすぐ規程に基づいて処置対策を講じることが大切かなと思います。

では、衛生委員会は開かれたんですか。この職員の。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

衛生委員会は12月に開催をいたしております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

12月に衛生委員会を開いて、この職員のことが議題に上がったと思うんですけども、その対応はどうされたんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

12月に開催し、そういった内容についても議論は検討いたしておりますけども、内容については公表できませんので、以上です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

この職員は病気だということなんですけども、配置された時期はやめましょう。28年ぐらいに新規採用されました。ようやく慣れた3か月後の7月1日に社会教育係に配置換えになっているんです。問題が発生したのは2年後の10月上旬。この人事異動、問題じゃなかったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

人事は、町長が決めるわけですから、問題があろうがなかろうが、議員には全く関係ないです。なんでそういう質問をされるのか、全く意味がわかりません。教育長の権限でやってるわけですから。こういう質問はですね、町民の方は期待していませんよ。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

町民の人が期待してるか期待してないかは、町長が判断することではなくて町民の人が判断すること。町長がいつも言われること。いいですか。この時に新規採用された職員が6名おりました。

その3か月後の7月に人事異動をしてある。異例ともいえる。3か月しか新しい職員が勤務して、7月に異動させている。この人事異動の狙い、町長は自分の権限と言うから、もうやめます。答弁いりません。

別件ですけども。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

あのですね、職員は4月採用するんですよ。東彼杵町は7月に人事異動をしてるんですよ。そこで暫定的に置いていて、7月に配置をしますのです、それは町長に任せてください。議員さんがとやかく言う必要はないと思います。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

わかりました。別件です。町民課に勤務してた若い女性の方が、産休、育児休暇終了後の平成29年2月1日に。

○——△——

——△——△——

○9番（大石俊郎君）

いや、これ関係あるんです。関係あるから質問してるんです。関連ある質問です。2月1日に、最後まで質問聞いてください。職場復帰しております。その4か月後に、7月に教育委員会社会教育係に配置換えになっております。この教育委員会社会教育係というのは、非常に行事が多いんですよ。土曜日曜の出勤を余儀なくされるポストだと聞いてます。この女性職員は、配置換え間もなく1年後の平成30年7月に依願退職をしていったと聞いております。この間、ストレス等のため体調を崩し休みがちとなり、職場の保健師さんに相談しながらしたけれども、とうとう病気休暇に至ったと聞いております。事実でしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

これに関しましても、個人のプライバシー関係もございますし、個人情報もありますので答弁を控えさせていただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

答弁はされない。個人情報。このような、お産直後で乳飲み子を持つ母親の方は、子育てと仕事の両立は大変ですよ。ストレスは相当溜まってると思います。このような環境下にあった女性を、土曜、日曜の勤務を余儀なくされるポストに配置されました。町長、やはり適切な人事なんですか。

○議長（後城一雄君）

ただいまの質問は届け出があってないということで、質問について回答しないということでござ

いますので、ご理解いただきたいと考えます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

いずれにしても、1 職員が長期に亘って職務を休む状況に至ったこと。若い女性が育児休暇終了後退職を余儀なくされるという背景。やはり、こういうことについては、調査委員会を設けて調べていただきたい。ただ単に懲戒処分して終わりじゃなくて、なぜ、このような職員が出てしまったのか。各学校長や先生方を指導してある教育長ですよ。そのお膝元で、僅か教育委員会職員は何名かしきありません。そういう短期間の内に、2 名の若い職員が 6 か月停職とか、あるいは病後依願退職をせざるを得なくなったような事態に陥ったこと自体が本当に残念なんですよ。だから、6 か月の職員が、さっき病気休暇と言われました。本当に病気休暇であれば、次は休職ですよ。休職の次、停職処分に。病気休暇の職員は、やはり先ほど申したようにお医者さんに診せてもらって、本当にずる休みして欠勤なのか、体調の不良で止むを得ざる行きたくてもうつ病みたいになって行けなかったか、判断しないといけないんですよ。それを判断して、この人は懲戒処分にするか分限処分にするか決めないといけないけど、いきなり 6 か月の停職処分、おかしいじゃないですか。どうなんですか。病気休暇取ったんでしょ。それから懲戒処分、あり得ないと思いますが、教育長どうですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

病気休暇、病気休職、そして欠勤、そして今回の懲戒処分というふうな形で、順次、段階を踏んでの処置をいたしております。そして、もう一つ教育委員会に来たからたくさんの病人が出たとか何とかいうふうなことではなくて、あくまでも私的な、依願退職というのは処分ではございません。本人の希望によって退職したのでございます。これは職場の問題だけじゃなくて、家庭の問題いろいろあるかと思えます。あくまでも推測でございませうけれども、そういう中でございませうので、それぞれのプライバシー、あるいは個人情報、個人の置かれた状況というのによって変わってまいります。当然、この職員につきましても、先ほどストレスチェックなどがございましたけれども、それよりも、もっとしっかり本人の状況がわかる専門医の診断を何回も受けさせて、そして把握をしてやってるところでございませう。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

あのですね、うそ言ってもらっては困りますよ、教育長。私、3 月 3 日にその退職した若い女性と電話で確認を取ってるんです。どうして依願退職していったかという背景を、長々と 2 時間ぐらいかけてお聞きしました。戸籍係にいた時にお産になって、そのお産直後、しばらく経ってから教育委員会の社会教育係に異動した。非常に大変な所だった。こんな大変な所はなかったと。いいですか。そして、やはり土曜、日曜、勤務せざるを得ない。土日は、やはり小さい当時 1 歳ぐらいのお子さんだったです。今、2 歳になっておられる。そういうような小さいお子さんたちが、土曜、

日曜に面倒見る人いない。私は、依願退職でいったことを聞いてるんじゃないですよ。なぜ、6か月停職していった人が、さっき病気休暇になった。あるいは、さっきの人も病気休暇になった。同じ社会教育係の中で、こんな短い期間の中で2人も同じような状況が生じたことを、問題点上げてるわけです。だから、産業医とかストレスチェックはどうですか、やってるんですかと聞いたら、先ほどの若い女性も、そういう保健師さんには相談したけども、ストレスチェックなんかは受けたことがなかった。こういうお話をしておられましたから私は言っているわけです。いいですか、私が調べてないと思って、でまかせのことを答弁してもらっては困ります。何か教育長あつたらお答えください。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

これ以上に関しましては、やはり個人のいろいろな置かれた状況等もお話をしないとご理解をいただけないところもあろうかと思いますので、プライバシーの保護、個人情報もありますので、答えを控えさせていただきます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

3点目の、町長の今期4年間の成果と3期目の政策の方について移ります。町長は、今期4年間の成果、3つ挙げると、中学校の統合問題、お茶が日本一になったこと、それから若者のネットワーク。しかし、これは私がランクすべきではなくて町民がランクすべきことと言われました。その中で、強いてあげればということと言われたのが、中学校の統合問題ですね。やはりここは、先ほど同僚議員も質問しましたが、中学校統合問題。これは町民の非常に関心のあることだったんですけども、中学校統合してよかったなという、具体的に何か町長が説明したいことを簡単に1分ぐらいでお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そうですね、まず、子どもたちの給食の体験に行きますけども、合併はどうねと聞いたら、ほとんど期待すると、不安はないねと聞くと不安はないと、そういうことで子どもたちは待ってると思います。ただし、例えばスポーツクラブですね、部活、これは逆にしたくないと。これは千綿中学校の生徒だったんですけど、文化部を作りたいと、それに期待をしてると。反面、私たちが考えるのは、統合したらスポーツチームが野球でも何でもそういうチームが人間が増えるじゃないかという考えでございましたけど、そういう考えもあるなということを感じました。だから、文化部が充実していくということで、そういうことを感じました。それからあとは、若い父兄の方が急いでしてもらってありがとうございますという言い方をされました。年配の方も75歳ぐらいの方が、ガチガチの反対派だった方が、1軒1軒廻りましたけども、4名廻りましたけども、その方がいちばん厳しい人ですけども、特に地区は言えませんが、もうすべきだと同意をいただきましたので、私は、本当に60年前に合併をして、そして40年前にいろんなグラウンドを作って、校舎をここに

造ろうとか悩まれて、今まで 40 年間全くできておりませんでしたけども、それができたというのは評価をしていただいております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

中学校問題、町長が言われましたとおり、いろいろ、さまざまな困難を乗り越えて長年の町民の期待だった統合ができたことは本当によかったなと思っております。

あと、日本一のお茶、若者のネットワークも聞きたいんですけども、時間がないので割愛させていただきます。

それから 3 期目において重視される政策、目玉は何かということで、強いてあげれば若者が魅力を感じる町と、こういうふうにお答えいただきました。あと、新聞でですね、新聞で人口減少を見据えた体制整備、特産品のブランド化、教育の充実等も挙げておられました。それから、長崎空港やハウステンボスへのアクセス活用した地域振興とも載っておりました。そこで、特産品のブランド化、これはどのように具体的に挙げていくか、構想はお持ちですか。具体的構想。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今ある特産品がありますね。これプラス新たな特産品を作るべきだと思います。従いまして、先ほど行政報告で言いましたとおり、総務省の協力隊が 2 月 1 日から来ております。この人が東京の方でそういう活動をしていましたので、その方にそういう特産品の開発をやってくださいということで、今、盛んに町内廻っていただきまして、地域の方とふれあって、そういう掘り起こしあたりをしてると思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

これは長崎新聞の 1 月 31 日。1 期目からの実績として自身の給与 5 割カットによる大幅な人件費削減が載っていました。3 期目も公約として 5 割カットを掲げられるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、1 期、2 期、半額でやってきましたので、3 期目はいろんな方のご意見があって、戻せと、100%にしないでという意見が多くございます。そういうことで支援団体の方からそういう申し出等が今あっております。しかし、これは非常に例えば対抗者に対して 100%、100%で戦った方がフェアなんです。フェアなんですけど、今いろんなご意見等がっております。ここはどうするか、これから私はしっかり考えて、本当に初志貫徹でいくべきなのか、これは今ここで申し上げるべきじゃないですけども、町民のためにやっといこうと考えております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

50%カットするか、しないか、まだこれから考えるということなんですけども、私はこの50%カットの公約は基本的にアンフェアな公約と思ってるわけですよ。何故ならば、今回、出馬を言ってる方はおられないですけども、50代の方が町長に立候補して50%カット。町長とか私みたいに共済年金をもらってる方が50%カット。これは状況が違ってくるわけですよ。50代の方は、カットしたら町長の報酬の年額総額の526万円だったかな、これだけしかもらえません。しかし、私なんかは公約として526万円もらっても、国民年金とか共済年金がもらえるわけですよ。そうすると年間760万円相当ぐらいの所得になります。不公平だと思うんですね、私は。やっぱりこういうのは、選挙の前に公約すべきじゃない。当選してから自分で議会に諮って、議会の皆さん、私は50%カットしたいですよ、皆さんいかがでしょうかというふうになすべき話だろうと思うんですよ。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず、1期目、2期目、特に2期目の給与50%カットの時は議会で上げました。3名の方が反対です。7名の方が賛成されました。町長、カットしていいから好きなことをやれというですね。そういう、いわゆる賛成の意見がでました。7名の方。その7名のうちの1人が大石議員です。50%でいけということですよ。今、嘘をつかれたでしょ。100%でいけじゃなくて50%でしょ。賛同されたわけですから。嘘ついたらいけませんよ。はっきりしておきます。

○——△——

——△——△——

○町長（渡邊悟君）

そうなんです。現にそうですよ。いやいや聞いてください。聞いてください。3名の、いやいや3名の方は、それは今おっしゃったような大石議員の意見だったんです。3名の方は、不公平だからするべきじゃないと言われたんですよ。7名の方はいいですよと賛成したじゃないですか。嘘をつかないでくださいよ。はっきり言っておきますよ。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

誤解してますよ。賛成しましたよ。50%。それは賛成しました。それは違うんですよ。私が言いたいのは、町長が選挙で公約されて当選されました。そして、次、100%でいいか、議会で決めたら100%を賛成したらですよ、それはいいと取りじゃないですか。そんな馬鹿なことはないですよ。だから、私は50%を賛成したんですよ。まだ、質問中です。議長、時間延長してください。時間足りないんだから、5分延長お願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、給料は50%カットです。5月21日までの、私の任期中は50%カットです。22日から条例が

100%に変わります。ですから迷惑はかけません。今の段階はそれしかありませんので、よろしくお願いたします。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

時間が残り少なくなってきたんですけども、いずれにしても町長が新聞で述べられた政策を戦わせ、信任を得た人が町長になるべき、この発言、全く同感です。あるのかないのか分からないような、約 10 年前のスキャンダル問題が週刊誌のように町内で飛び交ってます。このこと自体、東彼杵町民として私は本当に恥ずかしいことです。確認ですよ。町長が公式の場やいろんな場所でこんな発言されてませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

公の場ではいたしておりません。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

2 月 15 日、金曜日、アスパラ部会の会合がありました。ある場所で。町長は、ある候補者のスキャンダル問題と、そのいたらぬ者が出馬したために選挙せざるを得なくなったという趣旨の発言が会合に参加された方から私の耳に入ってきました。これ事実確認です。いかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは、今の時期は全部全てフェイクニュースですよ。そんなこと言えません。しかし、内容につきましては、本当に厳しいことを把握したのは事実です。それは、そういうことは言えません。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

町長が言われたとおりですよ。私もそう思うんですよ。私は町長はこんな発言しておられないと思ってます。確信してます。こんな発言は町長の足を引っ張るような発言、本当に恥ずかしいこと。いずれにしても、このようなスキャンダル問題発言等は町中に飛び交うことなく、町のため町民のために正々堂々と政策論争が飛び交うことを期待しております。以上をもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後城一雄君）

以上で、9 番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。再開を 1 時 15 分とします。

暫時休憩（午後 0 時 00 分）

再 開（午後 1 時 14 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を続けます。次に、6 番議員、立山裕次君の質問を許します。

○6 番（立山裕次君）

それでは登壇しての質問をいたします。

大きな 1 番、集落点検アンケート活用の検討期間等について。平成 30 年 12 月議会において質問いたしました集落点検アンケートの活用の最後の答弁によると、アンケートはあまり意味がなくヒアリングが大事ですとのことですので、その内容についてお尋ねします。

1、アンケートは意味がないとの考えは、町長が思っていることなのか、職員皆さんが思っていることなのか。2、ヒアリングは誰がいつ行うのか。3、最終的にヒアリングが終わり、活用方法が決定するのはいつ頃になるのか。

大きな 2 番、町内にあるもの（場所や建物）を活用したまちづくりについて。現在、活用中、あるいは活用されていない町有の場所や建物の現状と今後の取り組みについてお尋ねします。

1、町内一の観光地と思われる龍頭泉の今後の活用策は。2、委託契約が 3 年目となる、いこいの広場の現状と今後の見通しは。3、旧大楠小学校利活用に応募があり、事業計画については説明がありましたが、校舎等については全て活用するのか一部なのか。また、体育館、運動場、プールはどうなるのか。4、昨年、条例廃止になり解体された東彼杵町農産加工センター跡地の活用はどうするのか。5、本町地区若松屋斜め前の空き地になっている町有地の活用はどうするのか。

大きな 3 番、重点道の駅の今後の整備推進計画について。今回の重点道の駅の整備については、沿線の国道等も含め大きな改良が行われるということもあり、地域住民の皆様も関心を持っておられますので、現在の進捗状況と今後の整備計画及び完成期日等をお尋ねします。

登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

立山議員のご質問にお答えいたします。まず 1 点目の集落点検アンケートの活用の検討期間等についてでございます。その中の 1 番です。アンケートは意味がないとかという考え方ですけど、これは町長とか職員じゃなくて、誰も意味がないということは思っておりません。どちらも職員も町長も必要だと、意味があるということで考えております。12 月議会の一般質問で、アンケートはあまり意味がないとの答弁の趣旨が言葉尻だけを捉えられてる感じがいたしております。集落点検の本来の目的というのは、人口減少とか急速な少子高齢化に伴いますところの地域とか集落等の状況を的確に把握することによりまして、本町の課題とか、地域や集落ごとの課題を抽出いたしまして、どういうことをすればいいのかというまちづくりの組織体制を含めたところのことを想定いたしております。今、調査をしたから何かができるという期待をされては困るわけですけども、安心して生まれ育った所で生活ができることに地域づくりをどうすればいいのかというのを、人口減の時代に向かって何か話をしましよと、あるいは、今の人口減少が進んでますよということを知って

いただくためにアンケートもしながら、アンケートというのはデータ作りです。どういう環境の方が何名いらっしゃるかと、今の条件、そういうことを、1人暮らしが何名かと、買い物とか免許証とかそういうことを実態調査をするのがアンケートです。その後から、今から地域づくりをどうするかというのを決めていくのが、この集落点検の目的でありますので、午前中、大石議員にも説明をしました。そういうことでございます。

ヒアリングは誰がいつ行うのか。これにつきましては、担当の課長の方から説明をさせます。

それから、この3番もヒアリングの関係は課長の方から説明をさせまして、補足して、後でもし何かあれば私の方からお答えいたします。

2点目に、町内のあるもの、場所や建物を活用したまちづくりについてでございます。

先ず、龍頭泉の今後の活用策ですけども、ここは、やっぱり今オリンピックでも人気が出ておりますとおり、ボルダリングということで、今お話が出ておりますので、ここを使った何かスポーツをメッカあたりにした方がいちばん良いのかなと考えております。

それから、2点目のいこいの広場も含めてなんですけど、あの辺一体でいつも思ってるのは、ジップラインです。ぶら下がって遊ぶ、糸島辺りに視察に行きましたけども、ああいうことが可能ならば交流人口の拡大ということで、そういうことをやった方が私は良いのかなと思っております。それから、いこいの広場の指定管理ですけども、本来、これは3年ぐらいで止めたかったんですけど、非常に今、結果が、パパス&ママスが指定管理、非常に好調ですので、これをどうするかまだあれなんでしょうけど、私としては、もう少し様子を見た方がいいのかなと思っております。非常に、今人気が出ておりますので、町内の方はほとんど行かれませんが町外の方だけです。だから、これは考え方ですけど、町内の方が行かないなら潰してしまおうという意見もあるかもしれません。その辺の取捨選択は、我々職員含めて丁寧に説明をすべきじゃないのかなと思っております。

それから大楠小学校に応募があり、これは課長の方から説明をさせます。

4点目の農産加工センターの跡地ですけども、ここはですね、何回も募集をしましたけどなかなかいらっしゃいません。午前中ちょっとしゃべりましたけども、もしなければですね、あるいは、もしあそこでいいかどうかわかりませんが、住宅辺りの候補地あたりで、公営住宅あたりにされればですね、この辺を活用してやった方が良いのかなという考え方を持っております。

それから5点目の本町地区の空き家ですね。ここは担当といたしましては、今からは子育て支援が重要だから、子育て支援をやったらどうかということで、今、意見を持っておりますけども。先ずは午前中、吉永議員から話がありましたように、地域で先ずは何か、あそこは商店街ですので、何か活性化になることあたりでやった方がいいんじゃないかなと思っております。今の時代は、箱物の時代というのは終わりましたので、そういう建物を造っても子どもたちが減っていけば、今あるものを活用してやった方が私はいいいんじゃないかなという考えを持っております。基本、箱物は止めるべきです。もちろん学校とか何とかは別ですよ。そういう所はやるべきですけども、何とかセンターとか、何とか会館とか、今までありましたけど、ここら辺はですね、もう止めた方がいいです。とてもやっていくことが叶いません。

それから、最後の重点道の駅ですけども、これは非常に今シビアにしていけないと、私が区長会で今の議員さんの取り組み、承諾、移転先とかの設計を上げましたとか、議員さんの議会だよりか何か出されてたそうですけども、それを見て絶対やらないという言い方をされました。本当に我々

は町の資産を一定の人に渡す場合は議会の承認が要りますので、その議会の説明も当然広報に載せなければなりません。そして、また区長会でも議会でこういうことがありましたというのは、私は常に広報すべきと考えておりますので、議会だよりでも、町の広報でも載るわけですが、それをもって、あまり広報しすぎたということで、若干、用地交渉も、滞ってはおりませんが、今は国交省の方と一緒にしている模様です。あまりここで用地交渉中でございますので、あまりそういうことは解答できません。後で後ほど、閉会中でもちよつと言つていただければ、内容はお知らせしたいと思いますので、ここでの説明は控えさせていただこうかと思っております。

登壇での説明は終わります。まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

町長に代わりまして回答させていただきます。まず、1点目の集落点検アンケート活用の検討期間等についての、2番目のヒアリングは誰がいつ行うかということでございますが、ヒアリング調査は町の職員で実施することになります。また、時期につきましては、準備が整い次第と考えておりますが、12月時の区長会での説明の際に、このようなお願いをした中で、あまりいい返事をいただいております。再度、3月の区長会でも調査の中間報告等を行いますけれども、そういった際に実施時期やヒアリング調査の進め方などの検討を行うようにいたしております。

続きまして、最終的にヒアリングが終わり、活用方法が決定するのはいつ頃になるのかというお尋ねでございますが、今回の集落対策の実態調査の活用については、活用方法としては地域への課題解決への検討の材料ということに最終的には使うということでございます。それが第一の活用目的でございます。最終的には地区と行政が一緒になって各集落の課題解決に向けた行動と、先ずは、実践可能な解決策への取組み等に活用を行っていきたいと思っております。なお、各地区に入つての議論検討につきましては、5月以降からの想定をいたしております。

続きまして、大きな2の町内にあるものの場所や建物を活用したまちづくりについてということで、3番目の大楠小学校活用に応募の件での事業計画等の内容でございますけれども、現段階では旧大楠小学校の関係5地区全て、説明かれこれ検討も含めて終わりました。各地区において全て一定の条件をもって同意を、反対はしないというようなご理解をいただいたところでございます。これをもって今後は、より具体的な事業内容の検討と確認も含めて進めているところでございます。この中におきましては、お尋ねのどういった施設を使うのかということでございますけれども、現時点では全部の施設を活用したいというような計画が上がってきております。ただ細部にわたつての検討につきましては、それぞれ、体育館等は社会体育施設として現状使われておりますので、そういったことも考慮しながら、最終的な活用地というものの整理をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

最初に、アンケートは意味がないということは言っていないのか、そういう意味じゃなかったよという町長の答弁ですけど、12月の議会の一番最後に私が質問して時間切れでですね、質問がで

きなかった分なんですけど、町長は言葉尻だけと言われましたけど、町長、アンケートはあまり意味がなくヒアリングが大事なんですよと、そこまで言われたんですよ。であると、やっぱり意味がないんだと私は受け取ります。その上にと言ったらあれですけど、町長、そこから続きを言われてますよね。その時に数名の課長さんが、えって顔をされたんですよ。それを見て、あれって私も思うんですよ。町長が急に言われたのかなと、それとも他の方皆さんが思ってたのかなとですね。ですので、この質問をしたんですけど、何と言いますか、町長が言葉尻ということですけど、アンケートは意味があるということですね。意味があるというか、アンケートをした上にヒアリングをするということによろしいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すいません。言葉尻じゃなくて、確かにそういう発言をしております。アンケートもあまり意味がないんですよと、単なるアンケートになりますと言っております。ちょっと私も言葉足らずで申し訳ないですけども、アンケートはさっきも言いましたとおり、データ作りと考えております。今、置かれている現況のデータ作りです。それを下にヒアリングをして、話し合いをして、いろんな方策をしていこうという段取りですので、そういうことになったと思っております。重さの関係でいけば、アンケートよりもヒアリングの方が大きなウエイトを占めています。そこまでは単なるデータ作成ですから、そういう発言になったかと思っております。大変申し訳ございません。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

次にいきます。2 番です。誰がいつ行うのかということで、職員で準備が整い次第ということでしたんですけど、職員さんというのは当然わかるんですよ。担当の職員さんとかいらっしやいますよね、各地区のなのか、職員全てなのか。準備が整い次第というのは、先ほど午前中、同僚議員がありましたけど、まだアンケートの集約等がまとまってないみたいですので、実際、いつ頃になるのか。整い次第と言われてもちょっとわかりませんので、もう少し具体的にお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

調査を実施します職員につきましては、当然、地域エリア担当等を活用しながら進めていくことで考えております。準備が整い次第というところがございますけども、まずは、やはり 12 月の区長会でもそういった調査を含めて行いたいということのお話をした中では、結果としてはいい返事をいただけなかったということで、再度、3 月の区長会の中でそのようなお願いも含めて、あとそのようなタイムスケジュール的なことも含めてご相談をしたいと。その時期としましては5月以降、

当然 34 地区ございますので、どのような地区から優先的にやっていくかというところは、区長会での区長さんのご意見、お考え等をお聞きしながら行っていきたいと思います。その手前の準備段階といたしましては、大石議員のご質問にもお答えしましたように、一応、今現在のデータをもって中間報告というような形で整理をいたしております。そういった整理がつき次第、そういったものを区長さんにお示しをしまして、そういった内容をもとに区長さんの個々のお考えもあろうかと思っておりますので、そういったことも検討しながら準備を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

今の話でいきますと区長さん頼みというか、区長さんが了解されればヒアリングを行いますよというような言い方じゃなかったかと思うんですけど、今度 4 月で代わられる区長さんもいらっしゃると思うんですよ。例えば、どうしても人を集めてするのは嫌だと区長さんが言われた場合は行わないということでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

区長さんへのご相談というのは、あくまでも 1 つの手順といたしまして、やはり、区長さんに町として、このようなことに取り組みたいということをお伝えするべき、手順としてするべきだろうと考えております。その中でやはり区長さんの考え方、そういったこともお受けしながらやっていきたいということで、また、どういった形で、手法でやるかということも、やはりそういった状況を区長さんの考えといえますか、恐らくご提案もあるかと思っております。そういったことも含めて、ひょっとしたら地区によってやり方も変わってくるんじゃないかなというところで想定をいたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

わかりました。最終的にヒアリングが終わるのはいつかということで、はっきりした答えはもらえなかったんですけど、途中からですね、最初アンケートの話だったんですけど、途中からヒアリングが入ってきましたので、ちょっとわかりにくいかなと思いますけど、元々アンケートはですよ、たぶん 3 月までに集約して各地域に報告するものだと決めてたと思いますけど、ヒアリングにおいては何年何月までにするとは決めてないんですか。終わるのは。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

一応、ヒアリングの時期といたしましては、5月から始めて7月末までにはそういった整理ができないかなというところでの計画を判断しております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

7月までというお話だったんですけど、アンケートをされた時に、これも午前中話あってますけど、時間外手当が70万円程かかっております。今度、このヒアリングで時間内にされるのか、それともアンケートで使われたような時間外手当を使ってされるものなのか、そこをお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

前回の状況から申しますと、時間内の地区もあれば時間外での対応ということもございました。ですから、そういったことも含めて、地区の要望には沿っていきたいと思いますので、現状では地区へのお願いということで、結果それが時間外になるのかどうかは、地区の要望次第ということで考えております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

常識的なことを考えれば、住民の方に話を聞くとしますので、時間外だろうと私は思います。それと、1回で人が集らないと思うんですよね。例えば、地区によっては100人の地区、300人の地区、500人の地区ありますよね。世帯にしたらもっと少ないですけど。どこまで考えてらっしゃるかわかりませんが、1回で終わられるのか。例えば、さっき言った人口が多いというか世帯が多いところに関しましては何回もされる予定なのか。どちらですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

議員ご指摘のように、1回では終わらないだろうというところは考えております。そういった状況を踏まえて対応はしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

対応していきたいというのは何回もされるということによろしいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

結果として、どこかで地区の役員さん、区長さんとの協議の中で、もうこれ以上無理だろうというような段階もあろうかと思しますので、やはりそういったことも踏まえて最終的な対応といたしますか、区切りというものはどこかでつけざるを得ないだろうというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

わかりました。2番にいきます。龍頭泉の活用の方法で、ボルダリング、ジップライン等を考えてらっしゃると言われてましたけど、ボルダリングのことは、私もあまりよく知らないものですから、何も言えませんが、ジップラインですね。糸島の方に行かれたと町長言われましたけど、糸島の方に行かれてどうだったのかを教えてもらっていいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ジップラインは、私たちが行ったのは、町があって、人口はあまり多くない町なんですけども、ダムがありまして、ダムを上から下までぶら下がり、だーっと渡るんですよ。そしてまた帰っても来られます。往復できます。それで金額が結構2000円近く払ってする施設があります。これも、はっきり覚えてませんが、熊本の美山町。それと、もう1つは糸島に行きまして、糸島は九州大学のキャンパスなんかがいっぱいありますけど、それから山手の方に上がって行きまして、これは森林組合がやってたのを引き受けてされてる、ホットなんとかっていうジップラインの会社が直営でやっております。ここは1回で4000円、5000円取って、インストラクターがいらっしゃる、限定で、1日限定50名とかで、単なる山なんですけど、かなり交流人口がきております。ですから、そういう交流人口の拡大ということでジップラインをやったが良いかなと思っております。ワイヤーに安全なあれをぶら下げて、そしてそれに滑車でだーっと滑っていく爽快感あたりがあるような

のがジップラインでございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

たぶん、行かれたのは去年か一昨年だったと思うんですけど、町長はやってみようかというようなことを言われたんですけど、やれなかった。今まで話が全くそれ以降出てませんよね。ですので、やれなかったというか、やらなかった理由は何かありますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、パパス&ママスがいこいの広場をしてますね。ここがジップラインをやろうかという意見等、施策を持ってきております。そこも話をしながら、その方の紹介で糸島と熊本の方に視察に行っております。それで、龍頭泉の所に吊橋みたいなことでやれないかということで現場を見に行ったんですが、やれないことはないけども結構厳しいという話があって、その時は長崎バスが大体いきそうだということで、長崎バスの方にすると。それで、どうしてもならないということと言われてますけど、長崎バスの方はまだしてないみたいです。結果はわかりませんが、順番が龍頭泉よりも長崎バスの方がしやすいというような話があって、東彼杵町の場合はしないということになっております。だから、これは1社でございませぬ。フランスのメーカーの特許ですので、それさえ取得できればやれるわけですから、全国どこでもそういう方はいらっしゃいます。機会があればそういった挑戦をしたらどうかと思っております。いこいの広場内でもできます。手前の山辺りをすればできますので、そういうのが良いのかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

結果的には、長崎バスとの順番待ちというか、そういうことで今のところ進めてないということですね。わかりました。

次の、いこいの広場ですけど、これは好調ということで、今の予想では今後も続けていかれるということですね。わかりました。

次の3番ですけど、これは先ほど課長の方から説明があったんですけど、たぶん12月にももらった文書のことだと思うんですけど、これでいきますと学校全部を使うということになってるみたいですけど、面積等のところで鉄筋コンクリート3階建500人収容可と書いてあるんですよ。2枚目なんですけど。この前の説明では80名募集をされるというようなことを、たぶん言われたと思うんですけど、80名募集されて500人収容できる建物ですよ。これに全部使っていいものなのかとか、使わせるものか。例えば半分ずつ分けて、また募集もできるんじゃないかと私は思うんですけど、今のところ、先ほど言われたとおりで全部使ってもらえるような予定なんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

基本的な考え方としましては、全施設借用させていただきたいというような希望があられますので、そういったことを含めて検討をしたいと思っておりますけども、町としましては、部分的な借用になりますと、いろんな維持管理等も含めていろいろ差し支えも出てくるかと思えます。やはり、全施設、事業提案者に活用していただいて、今、掛かっているいろんな維持管理費等も含めて、そこが負担していただくというのがいちばん明確かなというところで考えておりますけども、ただ、議員ご指摘のように、話の中でも全部は実際必要とはしないというような状況でございます。いわゆる教室が主な、いわゆる校舎ですね、校舎がメインの使用ということになりますので、今後、実際どのように活用したいのかというようなことも、計画のご提案をいただきながら、廃校跡利活用検討委員会がでございますので、そういった中で判断をし、整理をしていきたいというふうを考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

そうすると、先ほど言いましたけど、12月にいただいた分で今後の対応ということで、外部有識者を交えての事業活用審査会を設定し、町としての対応を決定ということで、平成31年2月末見込みということになってるんですけど、この予定どおりにはいっていないと、まだ確定していないということですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

そのとおりでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

であると、いつ頃になるかの予定はわかりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

3月中には廃校跡利活用の検討委員会を開催しまして、そのような検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

今の話は分かりました。

次に4番です。加工センターの件ですけど、町長は募集をされましたとたぶん言われたと思うんですが、今の木造の建物の使い道の募集はされたと思うんですけど、土地の活用の募集はされたんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

もちろん、土地だけとはいきませんので、建物も含めて、最初は売却とか、あるいは貸付とか、いろいろな方法でしてみたんですけど、なかなか一致せずに、まだ中途半端になっております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

であるなら、そういうところが募集しても何もないのであれば、今、町長が言われたとおり宅地でされていいんじゃないかと思うんですよね。たまたまと言ったらいけませんけど、今度、中学校も統合になりますので、子どもたちを増やすというか、減らさないような形で、駅も近いしですね。小学校も近いですので、そういうことでどんどん進めていけばいいんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

最近、住宅を造った場合は駐車場が必ず必要になってくるわけですね。2台ぐらいの駐車場が要ります。だから、高層になっていけば、なかなかお金も上がっていきますので、あんまり大きい物はできません。もう少し場所あたりを検討しながら進めていかなければならないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

わかりました。5番も一緒のようなことになりますので、5番に入ります。本町地区の若松屋斜め前の空き地ですね、皆さんご存知かと思いますが、長い間使われておりませんというか、近くの方の駐車場みたいな形で使われてる状況なんですけど、町の中ではたぶん1等地といいますか、い

ちばん中心部にあるんじゃないかと思ってますので、何か勿体ないなという、学校も近いのです。町長ですよ、私、議員になって今4年なんですけど、4年前と今と東彼杵町の人口がですよ、何名ぐらい減ってるかももちろんご存知と思うんですけど、4、500名減ってますよね。その中で65歳以上は何名か増えてる、もちろん増えてますけど、何名ぐらい増えてらっしゃるかご存知ですか。4年間で。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

4年間で、そうですね4年間だったら、これは全く見ればわかるんですけど、600人近く増えてるんじゃないですかね。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

実はですね、65歳以上は100名増えてます。100名しか増えてません。15から65までの方は500名減ってます。いびつなあれですよ。考えてみれば、ようするに高齢化ですよ。ですので、人口が減っていくのは仕方ないと思います。でも高齢化にならないように、15から65の方をなるべく減らさないような施策を取るべきだと思うんですよ。ですので、こういう空いてる土地なんかは、前も言ったと思いますけど、例えば半額とかで売りますと、売却しますと。その上に、例えば、20代、30代の方は、10年で、売った分の全部を10年でお返ししますと。1年1割ずつお返ししますと。それで10年住んでくださいと。そういうような形で、特に若い人が目を引きつけてくれるような施策といいますか、そういうのをするべきだと思うんですよ。なぜ今か、今するべきかというのは、今度10月に消費税が上がりますよね、予定では。当然、家を買う人も10月までにできれば買いたいと。買えなくても1年間は税制の優遇がありますよね。その後2020年まで。ですので、まず土地を買ってもらって、その後、家を建てる人の需要が今たぶんあると思うんですよ。であれば、こういう空いてる土地は、持っていても、もし使わないのであれば意味がありませんので、そういう形で若い人をメインにやってもらいたいと思うんですけど、町長の考えはどうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かにいくらかは下げてきました。私も町長に就任してから下げてきました。しかし、なかなか、今まで売ってる人、買った人、それとの格差が極端につくようになれば、逆に褒に言われる場合がありますので、あまり思い切ったことはできないのかなと思っております。ただし、そういう税の優遇とかは若者を中心にできるかと思っております。税制の優遇とか。だから土地の価格を極端に下げるということは無理かと思っておりますけど、いくらかの割引は年齢構成によって、将来住み着いてくれるだろうという人たちは少し特典をつけて、これは検討すべきかと思っております。一応ご意見として伺っておきます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

わかりました。じゃあ参考にしておいてください。

3番の道の駅のことでですけど、これは回答ができませんというようなことですよ。早くいえばですね。町長の話では、議会の方が話と言いますか、議会の方の話でちょっとトラブってるような話をされたように聞こえたんですけど、議会が、もし何か言ったとしたら、それはたぶん議案が出たからだと思うんですよ。何も出なくて、議会の方からこういうことですよとは、たぶんないと思います。そうですね。議案の中身が結局そうだったんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、いわゆる財産の処分とかは必ず議会議決が要りますので、それは我々としては全く問題ないわけです。当然、議会に諮ってやってるわけですから。それを、そのことを議員さんが、ある議員さんが作られた、誰かわかりませんが議員さんが作られた議会だよりか何かを見られて、それに腹を立てられて用地交渉が少し滞ったと言われたんです。今度は、私が区長会で議員の皆さんに設計費を計上いたしましたよね、今の商工会の解体の設計費を上げたんですけども、そういうことがあって、替地をこうしますよということで議会にも説明をして、予算も通りましたということ区長会で説明をしたんです。全く隠してならんことで、当たり前のことです。議員さんの議会だよりもたぶん当たり前のことだと思います。何も問題ありません。それで何を勘違いされたのか、全部町長がそういうことをあからさまに全部言っているということで、それが気に障るということで話がありました。だから、そういうことは言われれば、用地交渉が終わるまでは少し慎重にしながらいった方がいいのかなと考えております。だから決して議会じゃないんです。議会だよりを作られた方とか、いろいろ噂で言ってるんじゃないでしょうか。そういうことで、今は、戻っております。交渉に乗られて、単価の提示とか何とかも国交省がされておりますので、ここでまた、我々がいろいろ流したりして、また、いろんなことを言われれば困るものですから、単価はこれから、今からのくらいで買うのかぐらいの話があったそうで、まだ提示はされてないんですけども、本当に、この土地は町の100年先とかを考えた場合は、必要不可欠の土地です。何をしても買収していただければ、国のお金で買収してます。是非、これは何とかやってもらいたいなということで考えておりますので、慎重にいきたいということで、あまり突っ込んだことはできないのかなと、話はできないかなと、よければ課長の方から何か今の計画あたりがわかれば説明させます。建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○——△——

——△——△——

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません。あまり言えないということでございますので、大変申し訳ございません。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

町長、今のようなことなんですよ。前回も。言わなくてよかったことをたぶん言ってらっしゃるんですよ。ですので、今、町長が話してらっしゃる方ですよ。本人さんですよ。本人さんから言われましたけど、全く決まってないことを決まったように言われてると。議員さんがどうかじゃなくて、決まってないことをですね、決まったように言われてる。それが大変困ってると。わかりますよね、私が言ってること。個人のことですので、私も余り深く言えませんが、決まってないことを決まったように言われて、自分が、私の家が悪いように思われていると。それを町長が自ら全く決まってませんよと、白紙なんですよということをまず言っていただきたいということ、話をされてました。議会とか町とか関係ないかもしれないかもしれませんが、とにかくそういうふう困ってらっしゃる方がいらっしゃるということ、町長はわかっておいてもらいたいと思います。それと、このことについて、名前とか出ていませんけど、個人が特定されるような話ですよ。個人情報にはあたらないんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

名前は出しておりません。それは言わなくてもわかるわけですよ、交換ですので。交換ですので、誰々さんと議会に出さないといけません、交換の場合は。そうなります。名前を秘密にしてとはできませんので、議会の方で暫時休憩して A さんとか B さんとか言えばいいんでしょうけど、財産を、町の財産とそこの財産と交換しますよということで、議案として上げないといけなくなるでしょう。そういうふうになるみたいです。だから、本当に名前を隠すというのができないんですよ。ただ、道路なんかの時には、何々他何件といいますので、名前は例えば、渡邊悟他 26 名の土地ということで議会に上げますよね。だからどこまでがあれなのか。実際、売買する場合は町民の方であって誰々々ということで、それは止むを得ないと。議決事項ですから、そこを理解してもらうために、我々も丁寧に説明をしないとイケないのかなと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

町長、今、言われたとおりで、こうされましたよね、言葉は使いませんが。決まってませんと。先ほど言いましたけど、こうなりますよと、町長、言われたんですよ。言われたんですよ。それが、私が先ほど言った言葉なんですよ。わかりますか。ですので、決まってなかったんですよ。早く言うと。決まりましたと言ってしまったわけですよ。それ個人情報じゃないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

あのですね、どこまでが個人情報かわかりませんが、国土交通省からお願いがあって、それで担当と一緒に相談に行きますよね。そしたら、替地を準備しないとイケないんですよ。準備して

くれということどこかといわれるわけです。そしたら替地を5か所なら5か所とします。そしたら、これで交渉してたら、町が指定したところ、例えば、今の婦人の家の反対側ですね、入口がありますけど、そこでどうでしょうかと言ったわけです。あるいは郵便局の反対側の児童体育館側ですね。そういう何箇所か提案をしたわけです。ですから、そういう提案した所が先方さんから駄目だと、また真ん中になるからここに替えてくれないかということで、議会で申したとおり、そこに先方から話があったものですから、議会に諮らなければどうしようもありません。だから、それは秘密にしてくれと言えよよかったんですけど、そこを議会にも言わずに、議会に言えば公表したことになりますので、それを言うなと言われればちょっとやりようがないんですよ、方法が。皆さんに納得してもらうために、どうやってしますか。この土地をやりますという時に、誰にやるのかと言われて、わかりません、言えません。そういうことは言えないものですから、これは町の財産を一個人に交換するわけですから、そういう意向があったから。決まったとは、そういうことじゃないんです。そういうふう意向があるから調べましょうということで、今も現在、設計あたりしてます。予算をつけていただいた分です。ですから、そういうことで二度と語弊にならないように、今回は、そのくらいで答弁させていただければ幸いかと思っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

わかりました。個人情報はわかりました。一応、道の駅ができるということで、私も質問をしておりますので、重点道の駅、新しくですね。その中で聞きますけど、もしなんですけど、もし、例えば、駐車場を造りますよね。国道をしますよね。それで、今の話の内容でいきますと、例えば駐車場ができなかったと。でも、国道はできますよと。どっちが早く造る、一緒に造る、あるかと思えます。そういうことがあるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当然、買収ができなければ、事業自体が出来ないかもしれませんね。そこだけ拡張とかできませんので。だからそれは、国土交通省が考えますので、できるだけ50年後、100年後の東彼杵町を考えれば何とか買収をできますように願っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

そしたら、私もできるということで話をさせてもらいますけど、駐車場が拡張されれば、当然、集客も増えると思います。そうなった場合、今、現在、町が道の駅に支払っている、出してるお金と、道の駅からいただいている、賃貸料とかありますよね。あれを見ると町が出してる方が多いと思うんですよ。例えば、集客力が増えてどんどん稼ぐという言い方はおかしいですけど、収入が上がれば、何と言いますか、町への収入を増やすような考えがあるか。それともう一つ、例えば、売却して管理費とかそういうのは全て出してもらうような形をとる考えがあるか。そういうところ何かありますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

費用対効果の話ですけど、確かに行政もプラス側にした方がいちばんいいんですけど、いわゆる、今、貸してる分を売却は考えておりません。それは、もう古くなったら契約は終わりです。それは、逆に解約の理由になりますので、だから、次にする時は、次の、その当時の町長さんが考えるわけですが、今のやつが老朽化で、使えないという時は、今の形では無理ですので、新たに角度を変えるとか、そういうことになるんじゃないでしょうか。今、非常に形が悪いですので、物産館なんか悪いでしょう。その辺が老朽化で今何年位になりますか。道の駅ができて 17 年ぐらいですかね。17 年ですので、まだまだ、造り替えの時期はないかと思うんですけど、どうなるのかですね。そこから辺で売却とかは考えておりません。ただ、時代の変遷で売却がいいのかとなれば、結論ができれば、売却したがいちばん良いです。さっきの公共施設の管理の状況と一緒に、儲かってない所はどんどん売却して民営化する方が良くもありません。そこは今から公共施設状況で皆さん方の意見を聞きながら、公共施設管理状況を作っていくべきじゃないかと考えてます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

最後に 1 つ、確認というか、聞きたいんですけど、今、道の駅のトイレは町が管理ですよ。今度、また新しく場所が変わって、たぶん少し大きくなるのかなと思うんですけど、その場合も町がそのまま管理する形になるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

基本、そういったトイレ等の管理は町が管理という形の契約になります。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

これで終わります。

○議長（後城一雄君）

以上で、6 番議員、立山裕次君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を 2 時 20 分とします。

暫時休憩（午後 2 時 10 分）

再 開（午後 2 時 19 分）

日程第 4 議案第 3 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4、議案第 3 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 5、議案第 4 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 3 号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由が、職員の人材育成等を目的として、職員を他機関、団体へ出向、派遣する場合において、当該勤務地の民間賃金水準や物価水準等を考慮した地域手当や出向等によりやむを得ない事情で単身赴任となる場合の単身赴任手当を国及び長崎県に準じて支給するため本案を提出するものでございます。次に、議案第 4 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由が、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により時間外勤務の上限等を定める人事院規則の改正が行われたことに伴い、本町においても国に準じて所要の改正を行うため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

議案第 3 号、第 4 号について、補足して説明を行います。第 3 号ですけれども、今回の条例改正は、理由に書いておられますとおり、人材育成等を目的として職員を出向させる場合における手当等を設定するものでございます。人事院規則では、勤務地域を民間給与水準や物価水準を考慮して、7 級地に区分して地域手当を支給することとしております。いちばん水準が高いという地域が東京 23 特別区でございまして、国では給与等の月額に 100 分の 20 で 2 割増、それぞれ地域でそういう地域指定がございしますが、長崎県内では、長崎市内しかこの地域手当の支給対象となっておりませぬ、長崎市内も 7 級区分中の最低の 7 級地、100 分の 3 の割合となっております。今回、町の方でも国県等を想定して出向させる場合についての手当等の支給について整備するものでございます。また、出向を命じたことで勤務地へ行く場合に、父母の病気などやむを得ない事情で単身赴任となる場合がございます、これについても国県等では単身赴任手当を整備しておりますので、準じて制度をお願いするものでございます。

新旧対照表の方をご覧いただきたいと思います。職員の給与等に関する条例、第 12 条の 3 に地域手当を設定するものでございます。地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎として、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に勤務する職員に支給する。2 に、地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とするということで、次ページを見ていただきますと、まず (1)

に甲地として100分の20。先ほど前談で言いました東京23区のことです。(2)乙地、100分の3。これは長崎市内のことです。区分の地域は規則で定めるということで、そのように規則で定めさせていただきます。

単身赴任手当を13条の2に設定することとし、出向、派遣に伴い住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該出向、派遣となる前の住居から当該出向、派遣後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して町長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して町長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。この基準につきましても、国に準じて勤務地まで60km以上離れた場合というようなことで設定をしております。2に、単身赴任の月額、3万円。また、距離に応じてそれぞれ加算ということもございます。加算については、国の方では100km以上を設定したことから、それに準じて設定をする予定でございます。あと、最初の1ページにあります第3条、第4条並びに2ページの第17条、20条期末手当、勤勉手当についても、地域手当を設定したことに伴う条例改正でございます。また、戻っていただいて1ページの新旧対照表の第10条管理職手当につきましても、今回、国に準じて制度を固定給とするような形で、定額化するということで、国に準じて支給をしたいということで、規則に定める基準に従い管理職手当を支給すると、改正をお願いするものであります。また、最後の4ページには、等級別基準職務表の方に職務として、今回5級に課長補佐を追加するものがございます。以上が、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

続きまして、議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由につきましては、国が進めております働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律に基づきまして、時間外勤務の上限等を定める人事院規則が改正されたことに伴いまして、国県に準じまして本町におきましても時間外勤務手当の上限等を定める等、整備を行うものがございます。なお、条例につきましては、規則委任ということございまして、第8条に次の1項を加えるということで新旧対照表ですが、第8条の3に、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。ということで、条例を改正させていただきたいということでございます。なお、どういった改正になるのかということで、今回、参考資料の方でつけさせて、議案第4号参考資料として、規則の改正新旧対照表をお手元に配っておりますので、見ていただきたいと思います。

新旧対照表の右側、新、第8条の1の2を追加しております。任命権者は職員に超過勤務を命ずる場合には、次に定める時間の範囲内で必要最小限の超過勤務を命じるものとする。ということで、(1)に時間を定めておりますが、ア、1か月において超過勤務を命ずる時間について45時間の上限。またイとして、1年において超過勤務を命ずる時間について360時間ということでございます。なお、2項に任命権者が特例業務(大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。)ものございまして、特例業務に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、同項の規定は適用しないということでございます。

また、第3項に、任命権者は、前項の規定により第1項に規定する時間を超えて職員に超過勤務

を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間の算定に係る1年の末日から起算して6か月以内に、1年の360時間という結果が出たことから、その6か月以内に当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならないというふうに、条例改正を行うものでございます。3号、4号とも施行日を平成31年4月1日とするものでございます。以上、説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

議案第3号で、町長にお尋ねしますが、この出向、単身赴任は4月1日から施行ですけども、直ぐ該当される職員の方がいらっしゃるんですか。単身赴任手当、お尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

現在、職員として東彼杵町で働いております職員1名を長崎県庁の方に出向させる予定でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

これは、県から要請があったんですか。町が自主的に手を挙げたんですか。これだけ職員の数が少ないのに、いかかですか、町長。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、毎年、長崎県とか町村会とか国のあらゆる施設から研修にやりませんかという人材育成の目的で募集があります。そして、今、議員がおっしゃるように、非常に厳しい体制ですけども、採用を調整しながら、少し余裕を持ちながら前倒しをしながら雇用をしておりますので、無理はないように、そういう体制を取りながらの出向ということで考えております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そしたら、独身の人もそのまま出向させるということもできるんですか、年齢だけ決まって。わざわざ妻帯者が行かなければいけないんですか。お尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

出向要件については、特にございませんので独身の方でも、もちろん年齢制限は概ね30歳です。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

3号なんですけども、今まで過去の事例として、これに類似した事例、そういったものはどのようなものがあったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

過去の事例は、1名職員が27年ぐらい前に一度、長崎県庁の方に出向しております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

27年前のことを聞いても仕方ないと思いますが、どういった職務の内容だったのか、確認をしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案として全く関係ございませんけども、中村法道さんが課長の時ですから、企業振興課でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

3号です。13条の2なんですけど、出向、派遣に伴い住居を移転し、その後がまだあるんですけど、住居の移転だけでは駄目なんですか。要するにわかりやすく言うと、基本は配偶者が同居をするのが基本で、何らかの事情があり配偶者が同居できない場合だけということなんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

正に、今、住まわれているところに配偶者の方が居る必要があるというふうに認められて、本人だ

けが単身で、勤務地の職場の方に住所を移さなければならない。こういった理由がないと単身赴任手当が出ないと。その1つの理由に、父母等の看護を今の自宅でされて配偶者が行けないと。そういうことでの理由等でございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

同じく3号で、新旧対照表の一番最後のページですね、4ページ。ここに新しい役職として課長補佐という役職ができるわけですけども、本町の場合、そこにありますように、主査、係長、そして課長ということに、今なってるようでございますけど、その他に課長補佐ということになれば、今現在、課によっては職員全部が係長というところもありますね。それでこの課長補佐というのは、各課に1名でしょうね。2名も3名もという予定をされてるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

5級ということでございますので、高度の経験を有してる職員ということでございまして、各課に置くかどうかというのは、これは任命権者であるものですが、現在、参事の職務を置いております。これについては参事という職務という内容が非常にわかりにくい面もございますので、課長補佐という形で今から改めていきたいと。近隣においても課長補佐というのをしておりますので、そういったことで任命していくということでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今の総務課長の説明で、かなり高度の知識をお持ちの方ということになれば、ある程度その部署に長くおられて、その部署の経験や知識がノウハウがあられる方がこういったことに対応されるということで理解してよろしいですね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

正に、課長を補佐するというような形での役職の方に想定するものでございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

3 号の 13 条の 2 のもう 1 つ下です。単身赴任手当の 3 万円で、距離によって 7 万円までをプラスできると。最高 10 万円かなと思いますけど、距離によってというのが国の基準でしてるということなんですけど、ちょっとよくわからないですけど説明ができますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

距離に応じてということで、100 k m 以上超えた部分について、一定の割合について掛けていくものでございまして、最高が 7 万円ということでございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

わかりやすく言いますと、要するに単身ですので、家族のところに帰って来るということを想定されてると思うんですけど、月 1 回、月 2 回とかそういう根拠みたいなものはあるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

1 回、2 回帰ってくるということじゃなくて、勤務地と東彼杵町との距離に応じて加算がされると。定額ということになります。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

おっしゃるとおりですけど、ですから、距離が関係するのは旅費的なものが関係すると思うんですよね。違いますかね。ですので、旅費に掛かるのが 1 回分なのか 2 回分なのか、どのような考え方なのかということですけど。ただ単に単身赴任ですと二重生活ですので、一定額でいいじゃないかと思えますけど、どちらですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

これについては、国が定めた基準でありまして、1回そこまでの距離が飛行機賃で、帰省するのにということで勘案して決められてると思いますけども、実際はそれはもう距離に応じて、その何キロから何キロまでは幾らというふうな形で設定をされたものでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

3号議案の距離の単身赴任手当、距離の関連です。この60kmというのは直距離ですよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

60km換算については、最も効率的な公共機関を使って、そこが60km以上になるかということでの計算になります。以上です。

○議長（後城一雄君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

4号です。8条で1か月の超過勤務時間45時間、1年で360時間となっていますけども、現状の平均的オーバータイム時間はたぶん1か月45時間を超える方もいらっしゃるかなという気がしますが、平均的に今の1か月の時間外数はどれくらいでしょうか。わかりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

個人的にも差はございますけど、29年度の実績で、この360時間を超えたというのが7名ほどおります。これ全体の平均時間というのを私も出してあげればよかったと思うんですけども、人数で割りますと100時間は超えているものと思われまして。若干、金額で統計をするものですから、今のところの集計が個人ごとの残業時間の累計というのが出てきてないので、分析が難しいものですが、29年度で7名いたということでございます。

○議長（後城一雄君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

7 名おったということですが、じゃあ、これが制定されると 7 名に限らず職務に支障をきたすような場面が出てくるような気がするんですけど、そういう時の対応はどうされるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

やってみないと、どっちみちしてみないとわかりませんから。それを超えるから人員を増やすということは、とても無理です。だから、あとは知恵を絞りながら仕事を減らしていくとか、そういうことをしないといけない。ただ、災害がきたときとか、あるいは特に会計検査が来たときには本当に普段正確にやっておりますけども、なかなかもう一度、会計検査が来る時は失敗がないようにということで見直します。そういう時間の時はいきなりものすごく時間が上がりますので、そういうことのないように標準化して、工夫して知恵を出していかないと。これに働き方改革でパートの方、あるいは嘱託の方あたりも時間外とかボーナスを支払わないといけない時代ですから、とても各市町村困っております。本当に財源がもつのかと思います。だから、ある程度は切るべきところを切りながらやるしかないだろうと思っております。極力そういう時間がオーバーしないように課内で意思疎通をしながら、減らす方向に頑張るしかないだろうと思っております。先ほどの距離の説明がわかりましたので、総務課長から説明させます。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

立山議員さんから単身赴任手当の距離の加算の件で説明を漏らしておりましたので、説明いたしますが、100 km 以上超えた場合にそれぞれ加算ということで、100 km から 300 km 未満の勤務地になる場合については 8000 円、300 km 以上から 500 km 未満は 1 万 6000 円、500 km から 700 km が 2 万 4000 円ということで、2500 km 以上の最高 7 万円までの設定がございまして、いわゆる職員の住居と配偶者の住居の距離に応じてということでありますので、やはり月に何回か帰省する時のための財源で、支援をするというような形の手当ということでございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

先ほどの 3 号の、課長補佐と参事の件で、確認です。答弁の中で、参事を随時課長補佐に移行するような意味合いで答弁されたんですか、ちょっと確認します。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

参事という職についての部分を、今後、東彼3町、近隣の川棚町、波佐見町でも係長級ということで課長補佐という役職に切り替えておりますので、そういった形で職務分担表を改正したいというものでございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

そうなりますと、参事という役職を解いた時点で参事というのはいらなくなってしまうということになりますと、解いた以降にまた条例改正するという形になるんですか。当然ながら。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

今回、そういったことで参事を削除いたしませんでしたけども、移行した時点で条例改正を上げさせていただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

よろしいですか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号、議案第4号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第3号、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

日程第6、議案第5号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第5号、東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由が、国民健康保険制度の安定的な財政運営を図ることを目的として、長崎県国民健康保険運営方針に基づく算定方式の3方式化及び税率の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、税務課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第5号についてご説明いたします。議案第5号資料と書かれました資料をご覧ください。こちらでご説明させていただきます。まず、改正の趣旨につきましては、医療費増加など、さまざまな問題の中、持続可能な国民健康保険制度の構築ということで、国民健康保険法等の一部が改正され、平成30年度より国民健康保険の運営は広域化され、長崎県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営等、中心的な役割を担うことになりました。長崎県の国民健康保険運営方針では、県内市町の保険税の賦課方式を3方式として保険税水準の統一化を目標としています。当町の国民健康保険税の賦課方式には、現在、所得に応じた金額の所得割、固定資産税額に応じた金額の資産割、一人あたりの金額の均等割、一世帯あたりの金額の平等割の4つを合計する4方式で賦課を行っていますが、今回の改正では、運営方針に則り資産税を除いた3方式に見直しを行います。また、税率についても、新たな制度では、県から示される市町ごとの標準保険料率を元に税率を決定し保険税を賦課することになっております。しかしながら、資産割を廃止することにより他の方式への影響が大きくなることから、3年間の段階的な緩和措置を講じた上で税率の見直しを行います。

続きまして、改正の概要ですが、国民健康保険税条例中の資産割部分を削除しております。また、所得割、均等割、平等割については、31年度の標準保険料率を参考にしており、標準保険料率と現行の税率の差の3分の1を引き上げ、改正後の税率としております。詳細を以下の表で説明させていただきます。表右側の改正条項が新旧対照表の条項に対応しております。

表アの基礎課税額（医療分）に関する税率ですが、第2条第2項及び第3条から第5条の2までになります。所得割を7.32%から8.18%へ、資産割を削除し、均等割を2万5200円から2万7100

円へ、平等割を 2 万 1500 円から 2 万 1800 円へ改正いたします。

表イの後期高齢者支援金に関する税率ですが、第 2 条第 3 項及び第 6 条から第 7 条の 3 までになります。所得割を 2.42%から 2.64%へ、資産割を削除し、均等割を 7700 円から 8400 円へ、平等割を 7700 円から 7500 円へ改正いたします。

表ウの介護納付金に関する税率ですが、第 2 条第 4 項及び第 8 条から第 9 条の 3 までになります。所得割を 1.64%から 2.02%へ、資産割を削除し、均等割を 8700 円から 9700 円へ、平等割を 5200 円から 5300 円へ改正いたします。

資料の裏面の表につきまして、第 23 条関係になりますが、均等割及び平等割について軽減制度がございますので、各軽減の対応している箇所について表のとおり改正をしております。

最後に、この改正の影響について、固定資産税を納税している世帯の多くは減税になり、逆に固定資産税をお持ちでない世帯は増税になります。平成 30 年度の所得で関係世帯 1312 世帯の試算を行いましたけども、減額世帯は 513 世帯、増税世帯は 799 世帯となっております。また、全体の平均では、2810 円の減税になっております。

施行日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日になります。ご説明については以上になります。よろしくお願いたします。

○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 5 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 5 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 5 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 6 号 東彼杵町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 7 号 東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

日程第7、議案第6号東彼杵町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第7号東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第6号、東彼杵町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由が、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、災害援護資金の貸付利率の設定及び保証人を附することについて町の判断となり、償還方法についても年賦償還に加え、半年賦償還、月賦償還を追加することが平成31年4月1日より施行されるために本案を提出するものでございます。

次に、議案第7号、東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由が、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。それぞれ町民課長の方から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

町長に代わりまして説明いたします。議案第6号。改正理由はですね、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が改正されたため、今回改正を行うものです。この改正の元になったものは、東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金の特例措置がなされたものです。新旧対照表をお開きください。第14条の見出しの中、(利率)を(保証人及び利率)に改め、第1項に災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。第2項、災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、を加え、3%を1.5%に改め、同条を同条第2項とし、第3項に、第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包括するものとする。第15条、第1項中、「年賦償還」の次に「半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中の「保証人」を削り、第12条を第11条に改めるものです。戻っていただいて、附則、施行期日、この条例は、平成31年4月1日から施行する。経過措置、2、この条例による改正後の第14条、第15条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第7号について説明いたします。改正理由。平成31年4月1日より学校教育法の改正により、専門職業人の養成を目的とする新たな教育機関として、専門職大学の制度が設けられ、専門職大学は前期、後期に課程を区分することができることとされました。この専門職大学

の前期課程終了者は短期大学卒業者と同等の教育水準を達成することとし、短期大学相当の文部科学大臣の定める学位が授与されます。そのため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を、今回、改正を行うものです。

新旧対照表をお開きください。旧第10条第3項第5号中の「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を終了した者を含む。)」を加えるものです。戻っていただいて、附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号、議案第7号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号東彼杵町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第7号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第9号 東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備

及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例

日程第 11 議案第 10 号 東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

日程第 9、議案第 8 号東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例、日程第 10、議案第 9 号東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例、日程第 11、議案第 10 号東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例、以上 3 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 8 号、東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由が、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、所要の改正が必要となるため本案を提出するものでございます。

次に、議案第 9 号、東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由が、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、所要の改正が必要となるため本案を提出するものでございます。

次に、議案第 10 号、東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由が、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、所要の改正が必要となるため本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（深草孝俊君）

議案第 8 号につきまして説明をいたします。平成 30 年改正省令によります指定地域密着型サービス基準の主な改正内容は、地域共生社会の実現ということで、共生型地域密着型サービスの創設となります。内容につきましては、主に障害福祉サービス事業所との兼務、共用の取り扱いが明確でない人員、設備につきまして、現行制度で運用上対応可能な事項を明確化して、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消しようとするものでございます。

新旧対照表を基に、条文が長いのでポイントを絞って、主な改正点についてのみ説明いたします。まず、新旧対照表の 1 ページをお願いいたします。目次中、第 3 章の 2、地域密着型通所介護のうち、次の 2 ページの第 5 節に、新たに共生型地域密着型サービスに関する基準を新設することに伴う目次の改正でございます。

続きまして 4 ページにいきまして、4 ページの附則の趣旨のところでございます。中段の第 1 条が、今回、共生型地域密着型サービスに関する基準を新設することから、その根拠規定を本条中に明記するというものでございます。

5 ページにいきまして、下から 3 行目の第 6 条の 12 号になります。ここは、新たな介護保険施設の類型といたしまして、介護医療院が新設されることに伴いまして、本項に掲げる施設等の種類に介護医療院を加えるものでございます。

それから 11 ページに飛びまして、11 ページの一番上、第 5 節、地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービスの基準を定めるものでございます。共生型サービスは、障害者が 65 歳以上になっても使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという点、あるいは、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実状に合わせて人材を上手く活用しながら適切にサービス提供を行うという点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどの居宅サービスについて、高齢者や障害児者が共に利用できるサービスの類型をいいます。具体的には、介護保険又は障害福祉の何れかの指定を受けている事業者が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるように、特別の基準を整備するというものでございます。

13 ページをお願いいたします。上から 3 行目でございます。第 2 号は、共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、当該事業所、その他の関係施設から技術的な支援の要件を定めるというものでございます。

それから、飛びまして 17 ページにいきまして、中段の第 65 条でございます。ここは、利用定員を定める規定でございまして、共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図るという観点から、ユニット型の指定密着型介護老人福祉施設における利用定員を 1 施設あたり 3 人以下から、1 ユニットあたりユニットの入居者と合わせて 12 人以下に見直すものでございます。

それから、飛びまして 27 ページをお願いいたします。27 ページの上から 4 行目でございます。準用のところですが、128 条でございますけれども、認知症対応型共同生活介護事業者が、地域密着型通所介護事業所の運営に関する基準を準用するという改正でございます。

それから 29 ページにいきまして、29 ページの上から 4 行目、第 138 条の第 6 項のところでございます。身体拘束等の適正化を図る観点から、運営基準に身体的拘束等の適正化に関し、一定の措置を講じなければならないことを新たに定めるものでございます。

それから、飛びまして 37 ページ。37 ページの下から 4 行目のところでございます。第 5 号は、新たな介護保険施設の類型といたしまして、介護医療院が創設されることに伴い、本項に掲げる施

設等の種類に介護医療院を加えるものでございます。

40 ページにいきまして、40 ページのいちばん上段でございます。第 193 条第 2 項は、前条の第 8 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者に関する基準を定めるものでございます。

それから 46 ページをお願いいたします。46 ページの下から 6 行目でございます。第 12 条の 2 は、介護療養型施設又は医療療養病床から医療機関の併設型の指定地域密着型特定施設入居者生活介護に転換する場合において、人員基準の特例を新設するものでございます。

47 ページの中段から下の、第 12 条の 3 につきましては、介護療養型医療施設又は医療療養病床から指定地域密着型特定施設入居者生活介護と医療機関の併設型に転換する場合において、設備基準の特例を新設するものでございます。

続きまして、議案第 9 号の説明に移ります。今回の改正の主な内容は、大きく分けて 3 点でございます。

1 つ目は、介護予防認知症対応型通所介護における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直し。それから介護予防認知症対応型共同生活介護における身体的拘束等の適正化。3 つ目といたしまして、新たな介護保険施設の類型といたしまして、介護医療院が創設されることに伴い、施設の種類の掲げる規定のうち、必要な箇所に、介護医療院を加えるものでございます。

新旧対照表をお願いします。1 ページの第 5 条の従業者の員数のところですが、新たな介護保険施設の類型といたしまして、介護医療院が創設されることに伴いまして、本項に掲げる施設等の類型に介護医療院を加えるものでございます。

それから、2 ページの第 9 条の利用定員等のところでございます。共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設における利用定員を 1 施設あたり 3 人以下から、1 ユニットあたりユニット数の入居者と合わせて 12 人以下に見直すものでございます。

それから 3 ページの中段、第 42 条第 3 項は当該介護予防サービス計画とすべきところを、そうになっていなかったため、今回の改正の際に合わせて補正するものでございます。

それから、6 ページの第 48 条第 2 項第 2 号は、宿泊室のところですが、宿泊室の満たすべきはイ及びロに掲げられている基準なので、今回の改正の際に、ハの基準を補うこととしています。

8 ページ、下から 3 行目の第 78 条第 3 項は、身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、運営基準に身体的拘束等の適正化に関し、一定の措置を講じなければならないことを、新たに定めるものでございます。

議案第 10 号につきまして説明をいたします。改正の概要につきましては、大きく分けて、これも 3 点でございます。1 つは、医療と介護の連携の強化。それから 2 番目といたしまして、公正中立なケアマネジメントの確保。3 つ目といたしまして、障害者の福祉制度の相談支援専門員との密接な連携ということでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。第 3 条第 4 項のところは、指定介護予防支援事業者の運営事項の定めでございますが、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、介護保険サービスを利用する場合におけるケアマネージャーと障害福祉制度の相談支援専門員との連携を促進するため、指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要があることを規定したものと

でございます。

2 ページにいきまして、2 ページの中段から下の第 6 条第 3 項のところでございます。ここは新設となりますが、医療と介護の連携強化ということで、利用者が入院する際に、利用者本人の担当ケアマネージャーの氏名等を医療機関に提供することを規定したものです。同じく第 6 条の第 4 項から 8 項までは、3 項の新設に伴います項ずれが生じたことによる改正でございます。

4 ページにいきまして、4 ページの中段、第 11 号の 2 としてますけども、この新設は指定介護予防支援の具体的取り扱い方針の定めのうち、担当ケアマネージャーが介護予防サービス事業者に対して医療的サービスを基準に位置付けた介護予防訪問看護計画書の提出を求めることを規定したものでございます。4 ページの同じく 12 号、下から 2 行目ですけれども、ここは、長崎県の指定介護予防の基準条例の規則のうち、第 3 条から第 14 条までの第 2 章全文の削除による条文の見直しを行うものでございます。

5 ページの中段、13 号の 2 の新設は、指定介護予防サービス事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や、服薬状況、モニタリング等の際にケアマネージャー自身が把握した利用者の状態について、主治医に必要な情報伝達を行うことを規定したものでございます。

6 ページにいきまして、6 ページ中段から下です。第 20 号の 2 の新設は、普段から医療機関との連携促進を図る観点から、意見を求めた主治医に対してケアプランを交付することを規定したものでございます。

なお、共生型サービスの基準、介護医療院に関する基準につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律で、経過措置として、平成 30 年 4 月 1 日から起算して 1 年を超えない期間において、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省で定める基準をもって都道府県及び市町村条例で定められた基準と見なすことが定められております。したがって、施行日は公布の日からと、平成 31 年 3 月末日までに公布をしなければならないということでございますので、公布の日からということでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

議題に入る前に、誠に申し訳ございませんけど、議案第 8 号の 1 ページを開けていただければ、そこに、指定療養通所介護とか共生型地域密着型サービスとか介護医療院とかいう文言がでてまいりますけども、この 3 つの文言の具体的な事業内容及び町内では具体的な事業所はどこにあるのか。特に介護医療院なんかというのは、町内にあるのかよくわかりませんが、その辺の基本的な説明をちょっとしていただければと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（深草孝俊君）

町内にある地域密着型サービス事業所というのが、認知症対応型通所介護、介護予防認知症通所介護、これが町内それぞれ1か所ずつあります。それと、小規模多機能居宅介護、介護予防小規模多機能通所介護、これが1か所。それと、あとはグループホームですね。4か所でございますので、ここでいう地域密着型サービスの種類の中に、全部であるのは9事業所なんですけども、東彼杵町が該当する事業所は3つでございます。ですから、全ての共生型サービスを全て町内の事業所に右に倣えということではございません。それと介護医療院というには、従来まで療養型病床群ということで、病院が介護と医療を併設された事業所だったんですね。それが結局、本来、医療が終了すれば退院するわけなんですけども、そのまま介護施設に居座るということで非常に社会保障費を圧迫したということがあって、介護医療院に転換しようということなので、介護医療院というのは、介護と医療を一体的に介護施設として見直しましょうということで、社会保障費は抑えましょうと、簡単に言えばそういうことでございます。町内にはありません。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号、議案第9号、議案第10号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号、議案第9号、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 10 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 11 号 公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて
(その 1)

日程第 13 議案第 12 号 公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて
(その 2)

○議長（後城一雄君）

日程第 12、議案第 11 号公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて(その 1)、日程第 13、議案第 12 号公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて (その 2)、以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 11 号、公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて (その 1) でございます。利用させる公の施設の名称等が、東彼杵町農民研修センター会議室、35 m²でございます。利用させる公の施設の所在が、東彼杵町彼杵宿郷 483 番地。利用させる目的は、高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るため。利用させる期間が、平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日まで。利用させる相手方は、東彼杵町彼杵宿郷 483 番地、東彼杵町シルバー人材センター、センター長下田勝。提案の理由が、東彼杵町農民研修センターを長期かつ独占的に利用させるにあたり、議会の議決が必要なため本案を提出するものでございます。

次に、議案第 12 号、公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて (その 2) でございます。利用させる公の施設の名称等が、東彼杵町農民研修センター事務室 35 m²、図書室 35 m²。利用させる公の施設の所在が、東彼杵町彼杵宿郷 483 番地。利用させる目的、商工業の総合的な改善発達を図る等のため。利用させる期間が、平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日まで。利用させる相手方、東彼杵郡川棚町百津郷 364-185、東彼商工会、会長山口博昭。提案の理由が、東彼杵町農民研修センターを長期かつ独占的に利用させるにあたり、議会の議決が必要なため本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、教育次長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜ります

ようよろしくお願いいたします。教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

町長に代わりましてご説明いたします。先ず、議案第 11 号でございます。農民研修センターの会議室。1 階のフロアになります。道の駅側に 1 階フロア 3 室ございまして、シルバー人材センターの使用する会議室というのが、その 3 室のちょうど真ん中になります。ここにつきましては、従前、平成 21 年ぐらいからシルバー人材センターの事務所ということで使っております。本来であれば議会の承認を得た上で独占的に使用させるべきところではございましたけれども、条例等の認識が不十分でありまして、今日まで承認を得ないまま使用しているという状況に至っております。大変申し訳ございません。改めて、今回、平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日までの間の使用のご承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第 12 号でございます。同じく 1 階フロアの事務室が、いちばん手前の部屋になります。図書室が、シルバーの部屋を挟んだ、いちばん奥側になりますけれども、このシルバーの部屋を挟んだ 2 室につきましては、同じく平成 31 年 4 月 1 日から 10 年間、東彼商工会の方に独占的に使用させるために、ご承認をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第 11 号、議案第 12 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号、議案第 12 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて（その 1）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 12 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて（その 2）は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 13 号 東彼杵町農業委員会委員の定数を認定農業者等が過半数を占めない場合における認定農業者に準ずる者とするについて

日程第 15 議案第 14 号 東彼杵町農業委員会委員の任命について

○議長（後城一雄君）

日程第 14、議案第 13 号東彼杵町農業委員会委員の定数を認定農業者等が過半数を占めない場合における認定農業者に準ずる者とするについて、日程第 15、議案第 14 号東彼杵町農業委員会委員の任命について、以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 13 号、東彼杵町農業委員会委員の定数を認定農業者等が過半数を占めない場合における認定農業者に準ずる者とするについて。1 つ、認定農業者に準ずる者の事項、認定農業者等であった者、認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族。提案の理由が、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項に規定する委員の過半数を認定農業者等で占めることができない場合において、同法施行規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、少なくとも委員の 4 分の 1 を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者をもって充てることについて、議会の同意が必要であるため本案を提出するものでございます。

議案第 14 号、東彼杵町農業委員会委員の任命について。次の者を東彼杵町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。任命する者の住所氏名等。森田誠、東彼杵町三根郷 1720 番地。生年月日は省略させていただきます。泓純隆、東彼杵町川内郷 569 番地。宮脇喜八郎、東彼杵町口木田郷 803 番地。出口照雄、東彼杵町蕪郷 347 番地。渡海純範、東彼杵町一ツ石郷 1681 番地。三坂登、東彼杵町坂本郷 1367 番地。林田佐知雄、東彼杵町瀬戸郷 793 番地。清心由紀美、東彼杵町瀬戸郷 995 番地第 1。西坂秀徳、東彼杵町三根郷 318 番地。富永政光、東彼杵町平似田郷 113 番地。江口庄平、東彼杵町小音琴郷 1046 番地。中山久嗣、東彼杵町中尾郷 504 番地。山口義範、東彼杵町八反田郷 1420 番地。迎幸枝、東彼杵町蔵本郷 1704 番地 8 でございます。提案の理由は、農業委員の任期満了に伴いまして、農業委員として任命したいので、本案を提出するものでございます。

議案 13 号につきましては、農林水産課長より説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

議案第 13 号について、町長に代わり補足説明させていただきます。現農業委員の任期が本年 6 月 14 日となっております。そのため、農業委員会等に関する法律及び東彼杵町農業委員会の委員選任に関する規則に基づき、次期農業委員の公募を、昨年 11 月 29 日から 12 月 26 日までの 28 日間、実施をいたしました。その時点で定数に満ちませんでしたので、更に期間を 28 日間延長し本年 1 月 23 日までのトータル 56 日間の公募を実施いたしました。その結果、農業委員候補者として、定数 14 名に対し 14 名の推薦がなされました。しかしながら、本法第 8 条第 5 項に認定農業者が過半数を占めるようにしなければならないとの義務規定がございます。候補者 14 名のうち認定農業者は 4 名となっており、この過半数要件を達しておりません。そのため、同項の但し書に、認定農業者が少ない場合の特例措置として、法施行規則第 2 条第 1 項第 2 号に、認定農業者に準ずる者として、①認定農業者等であった者、及び②認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族を加えた数が、農業委員の少なくとも 4 分の 1 以上とすることで、認定農業者の要件をクリアする規定がございます。その措置を適用することについて議会の同意が必要なため提案するものでございます。以上、補足説明を終わります。

議案第 14 号について、補足して説明させていただきます。名簿記載の 14 名の方の内訳ですけれども、認定農業者の方が 4 名いらっしゃいます。番号のみで申し上げます。1 番、6 番、9 番、13 番が認定農業者の方です。準認定農業者の方ですけれども、4 番、8 番、12 番、トータル 7 名ということで 4 分の 1 をクリアということになります。なお、女性農業委員ということで、2 名いらっしゃいます。8 番と 14 番が女性農業委員ということになります。全 14 名のうち、現職の方が 5 名、現在、推進委員をされている方が 5 名、新人の方が 4 名いらっしゃいます。平均年齢が 65.9 歳となります。以上、補足して説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 13 号、議案第 14 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号、議案第 14 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 13 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号東彼杵町農業委員会委員の定数を認定農業者等が過半数を占めない場合における認定農業者に準ずる者とする事については、原案のとおり同意することに決定しました。

これから、議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号東彼杵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。再開を 15 時 50 分とします。

暫時休憩（午後 3 時 37 分）

再 開（午後 3 時 49 分）

日程第 16 議案第 15 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 10 号）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 16、議案第 15 号平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 10 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 15 号、平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 10 号）でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 2364 万 5000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 49 億 631 万 3000 円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、歳出では決算見込みによる減額が主なものでありますが、総務費にふるさと応援寄附金謝礼 500 万円、民生費にプレミアム付商品券事業費 114 万 9000 円、農林水産業費に日本一のそご茶プレミアム戦略事業委託料 170 万円、災害復旧費に災害復旧工事費 100 万円などを追加いたしております。歳入では一般財源として法人税割 3629 万 2000 円の追加計上を行い、財政調整基金繰入金を 7766 万 3000 円減額といたしております。また、特定財源につきましては、決算見込等により国庫支出金が 1417 万 9000 円の減、県支出金が 117 万 9000 円の増でございます。追加計上といたしております。繰入金、町債においても普通建設事業などの決算見込みによる減額を行っております。なお、町道改良事業などに係る繰越明許費の補正及び地方債補正、長崎県議会議員選挙に係る選挙用ポスター掲示板賃借料の債務負担行為補正も併せて行っております。詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

町長に代わり説明を加えます。21 ページをお願いいたします。3 歳出、2 款 1 項 1 目 2 節、給料及び 4 節共済費の減額は、副町長の不在期間の給与を減額したものでございます。3 目財政管理費 8 節、ふるさと応援寄附金謝礼の追加は、12 月補正で追加を行いました。寄附額が現在 1 億 400 万円程となっております。3 月分の返礼品代支払に不足が生じる見込みのため、500 万円を追加いたしております。5 目財産管理費 12 節、森林保険料減は、当初予算に口木田郷柳ノ谷直営林外 17.65 h a の保険料、5 年間分を計上してございましたが、来年度から保険料の引き下げが行われるため、本年度は 1 年間分の更新を行い、不用額 115 万円を減額いたしております。7 目企画費、15 節工事請負費は、執行残により、また 9 目電子計算費 12 節役務費及び 14 節使用料は、各システムの導入時期を変更したことによって生じた不用額を減額いたしております。

22 ページをお願いいたします。10 目地域づくり推進事業費 1 節報酬から 14 節使用料及び賃借料、並びに 19 節、地域おこし協力隊住居費等補助金減につきましては、新隊員 2 名を当初採用することで予算を計上いたしておりましたが、結果的に 1 名の採用となったことにより、また、結婚新生活支援事業費補助金及び公民館等宅内配管等整備事業補助金の減額は、それぞれの執行残額を減額いたしております。なお、今回補正の歳出にはございませんが、空き家活用促進奨励金に長崎型移住促進空き家活用事業費補助金 30 万円を財源として充当しておりましたが、この県補助金に該当するものがなく、歳入だけを減額したことによる財源更正も併せて行っております。11 目企業誘致対策事業費の減額及び 12 目公共交通事業費の減額は、いずれも執行残額を減額いたしております。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 28 節、介護保険事業特別会計繰出金は、認定調査等事務費への繰出金 20 万 8000 円を追加いたしております。5 目国民年金事務費は、システム改修に係る国の補助金が一部国の予算の都合で交付対象外となりましたので、改修を見送りまして、13 節委託料を 34 万 3000 円減額いたしております。7 目プレミアム付商品券事業費、新規事業でございます。消費税・地方消費税引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、低所得者、子育て世帯主向けのプレミアム付額面 2 万 5000 円の商品券を 2 万円で販売する事業を委託して来年度に実施することになっております。本年度は、事前に該当者の洗出しなどのシステム改修費や事務費など、総額で 114 万 9000 円を新たに計上いたしております。なお、事業費は全額国費で措置されることとなっております。

24 ページをお願いいたします。2 項 2 目児童運営費、施設型給付費 43 万 4000 円の追加は、公定価格の引き上げによって、また、保育対策総合支援事業費 36 万円の減額は、補正第 5 号で午睡時の事故防止のため無呼吸アラームや午睡チェック備品等の購入補助金を追加しておりましたが、全国の応募が多く、国の補助限度額が 5 分の 1 程度に引き下げられたことによりまして、園が事業を中止したことによりまして、全額を減額いたしております。4 款 1 項 1 目、未熟児養育医療給付費は、新たな申請があり不足が生じますので、13 万円を追加いたしております。

26 ページをお願いいたします。6 款 1 項 3 目農業振興費 13 節、日本一のそのぎ茶プレミアム戦略事業委託料は、全国へ販売を促進していくために、消費者、バイヤーへの販売促進ツールとして、動画等の企画、撮影、編集などを行う事業費として 170 万円を新たに計上しております。8 節報償費、11 節及び 13 節の会場設営及びイベント運営管理業務委託料減は、特産うまかもんフェスタ開

催関連経費の執行残を、また、3目の外の減額及び4目土地改良事業費の減額も、説明に記載しております各事業の執行残額を減額いたしております。2項1目、林地台帳及び林地台帳地図作成業務委託料92万9000円の減額は、平成28年5月の森林法の一部改正により、台帳整備を図るべく委託料を計上していましたが、県の支援によりまして、現在の林業台帳システムの改修で対応可能となりましたので、皆減といたしております。2目林業振興費19節、森林・山村多面的機能発揮対策交付金15万7000円の減額は、森林監守員や森林組合を通じて、活動組織の結成を呼びかけてきましたが、組織結成までにいたりませんでしたので皆減となっております。また、23節、森林整備地域活動支援交付金返還金2万3000円の追加は、遠目郷林の間伐を平成25年度に起工していましたが、主伐への変更となり返還金が生じたので追加いたしております。

28ページをお願いします。7款1項3目観光費、70万1000円の減額から5目いこいの広場管理費までは、いずれも執行残を減額いたしております。8款1項1目土木総務費19節、安全安心住まいづくり支援事業補助金は、申請がございませんでしたので皆減いたしております。

30ページをお願いします。2項2目道路橋梁維持・新設改良費13節、交通量調査業務委託料40万円、測量業務委託料30万円は実績がありませんでしたので、いずれも皆減としております。4目社会資本整備交付金事業費15節、改良工事、中尾本線道路改良事業が、事業未実施により950万円の皆減となりますが、国の補助金の関係から、そのうち750万円を大野原高原線へ流用の上、繰越を行い、今回200万円を減額いたしております。また、大野原高原線事業は、契約による執行残金1574万4000円を減額し、合せて1774万4000円の減額といたしております。17節公有財産購入費は、中尾本線改良事業分として当初予算に420万円を計上いたしていましたが、全ての用地の買収にいたりませんでしたので、当初計上額のうち385万円を減額いたしております。22節補償補填及び賠償金は、中尾本線事業として440万円を当初計上していましたが、これも用地買収にいたりませんでしたので皆減となっております。4項1目19節、彼杵港社会資本整備総合交付金事業負担金は、国費事業として彼杵港の整備、及び県単事業として小音琴地区離岸堤工事の設計を県営事業として実施される町負担金4577万円を計上いたしていましたが、国費が付かず県単事業のみの実施となりましたので、町負担金を4500万円減額しております。

32ページをお願いします。9款1項消防費、及び10款2項小学校費、34ページの3項中学校費、5項社会教育費の各節の減額は、いずれも執行残の減額によるものでございます。

36ページをお願いします。11款1項1目の財源更正は、平成30年度農地等災害復旧事業の災害査定設計委託料が国庫補助金の対象となりましたので、一般財源を減額する財源更正を行っております。4目30年林道災害復旧事業費125万円の減額は、入札による執行残額を減額しております。2項30年公共土木施設災害復旧事業費は、残土処分費100万円を新たに追加いたしております。

戻っていただいて9ページをお願いいたします。2歳入、1款1項町民税2目、法人税割は、製造業の申告納付実績増などの理由によりまして、3629万2000円を追加いたしております。

飛びまして、11ページをお願いいたします。15款2項4目2節住宅改良事業費補助金、防災・安全社会資本整備交付金41万4000円の減額は、歳出8款1項1目の安全安心住まいづくり支援事業補助金180万円の皆減によって、定額で交付されます1件13万8000円の3件分が皆減となっております。

飛びまして14ページをお願いいたします。16款2項6目土木費県補助金、長崎型移住促進空き

家活用事業費補助金 30 万円の減額は、県外から転入する際、空き家バンクに登録された住宅を改修して転入される方に対して補助金が交付されますが、今年度利用がございませんでしたので皆減としております。8 目災害復旧事業費県補助金、平成 30 年農地等災害復旧事業費補助金（現年災）248 万 9000 円の追加は、査定設計委託業務費の 2 分の 1 が交付されることとなっております。18 款 1 項 4 目ふるさとまちづくり応援寄附金 500 万円の追加は、寄附返礼品 500 万円の財源とするため追加をいたしております。

16 ページをお願いいたします。19 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金は、当初予算の財源の調整及び災害復旧に要する財源とするため、基金から 1 億 1430 万 9000 円を繰り入れておりましたが、各事業に執行残や災害復旧費に補助金等が交付され、繰入れの必要がなくなりましたので、7766 万 3000 円を今回減額をいたしております。3 目ふるさと創生事業基金繰入金 41 万 7000 円の減額は、結婚新生活支援事業費補助金、公民館等宅内配管等整備事業費補助金及び国際交流事業委託料に基金から繰り入れておりましたが、各事業費の減額によって合わせて 241 万 7000 円を減額し、空き家活用奨励金に対し長崎型移住促進空き家活用事業費補助金 30 万円が減額となった分の財源更正として 30 万円を追加し、また、日本一のそのぎ茶プレミアム戦略事業委託料の財源とするため 170 万円を合わせて 200 万円を追加しましたので、差引き 41 万 7000 円を減額しております。5 目教育文化施設整備基金繰入金 536 万 9000 円の減額は、千綿中学校屋上防水等改修工事、千綿中学校体育館照明等改修工事、千綿中学校給食リフト改修工事などに基金から繰り入れておりましたが、工事執行残が出ましたので繰入額を減額いたしております。21 款 3 項 3 目農林水産業貸付金収入、林業公社資金貸付金収入 14 万 4000 円は、林業開発促進資金の一部繰上げ償還がありましたので皆増となっております。

18 ページをお願いいたします。21 款 4 項 5 目、森林整備地域活動支援交付金返還金は、歳出 6 款で説明しました遠目郷林の間伐中止による補助金 2 万 3000 円が返還されることとなっております。22 款 1 項 1 目土木債及び 3 目教育債は、説明に記載しております事業の執行実績により起債額の変更をお願いするものです。

戻っていただいて 4 ページをお願いいたします。第 2 表、繰越明許費補正でございます。2 款 1 項総務管理費、まちづくり支援交付金 20 万円は、里郷のさくらまつり実行委員会が開催される「やすらぎの里・さくらまつり」に対して交付金を交付する事業でございます。開催期間が 3 月 30 日から 4 月 6 日までの開催となっており、年度を跨ぎますので繰越しをお願いするものでございます。4 月末の完了予定を見込んでおります。同じく東彼杵町制施行 60 周年記念誌制作事業 612 万 4000 円は、昨年 9 月から委託を行っておりますが、本町の基幹産業でありますお茶をはじめ季節的な写真や取材が行えず繰り越すものでございます。7 月末の完了予定となっております。3 款 1 項社会福祉費、プレミアム付商品券事業 114 万 7000 円は、今回補正予算議決後の着手となり、電算改修等の完成が見込めないため全額を繰り越すものでございます。6 月末の完了予定をいたしております。6 款 1 項農業費、日本一のそのぎ茶プレミアム戦略事業 170 万円も今回補正に計上しており、完了が見込めないため繰り越すものでございます。これも事業完了は 6 月末を予定いたしております。同じく 3 項水産業費、東彼杵漁港（里地区）物揚場修繕他工事 163 万 3000 円は、他工事におきまして浚渫土砂の残土処分地選定に不測の日数を要し、完成が見込めないため繰り越すものでございます。完成は 4 月末の予定となっております。8 款 2 項道路橋梁費、道路橋梁改良事業 1127

万円は、中岳幹線改良工事において新幹線残土受入協議に不測の日数を要し、発注が第4四半期となり、また大音琴地区交差点改良工事において、きのくに子どもの村学園寄宿舎建設完了後に工事着手となり、完成が見込めないため繰り越すものでございます。完成は4月末の予定となっております。県道大村嬉野線改良事業負担金300万円は、県の工事発注が本年3月の予定とのことでございます。完了後に負担する地元負担金の支出を完了できない見込みのため繰り越すものでございます。9月末完了予定と聞いております。木場本線道路改良事業3330万円は、国道取り付け部の修正設計におきまして、国土交通省協議に不測の時間を要したこと。また、工事発注後の補強盛土の壁面制作に3か月を要することから、木場本線改良工事の繰越しをお願いするものです。完成は8月30日を予定いたしております。中尾本線道路改良事業35万円は、未買収用地の地権者交渉に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないため繰り越すものでございます。8月30日完了予定をいたしております。大野原高原線道路改良事業750万円は、盛土区間の搬入箇所選定に不測の日数を要し、完成が見込めないため繰り越すものでございます。4月末完成予定でございます。同じく、8項辺地対策整備事業費、深澤道路改良事業3544万円は、全体計画3800mの概略設計に基づき地元協議を行っておりますが、意見集約に時間を要し現発注中の詳細設計業務委託の発注が11月となり、完了が見込めないため繰り越すものでございます。6月28日完了予定となっております。10款3項中学校費、校歌作成業務委託100万円及び東彼杵中学校開校記念植樹業務委託30万円は、作曲家による開校式での演奏及び生徒指導並びに植樹が4月8日開催の開校式となるため繰り越すものでございます。4月8日完了予定となっております。11款1項農林水産施設災害復旧費、30年農地等災害復旧事業6848万円は、平成30年災復杵宿地区災害復旧工事外10件の工事を発注していますが、関係者との施工時期の調整に時間を要し、完成が見込めないため繰り越すものでございます。5月末完成予定となっております。同じく2項公共土木施設災害復旧費、30年公共土木施設災害復旧事業1426万6000円は、河川災害復旧工事において漁協との協議によりナマコ漁期を外す要望があり、年明けまで着工できず繰り越すものでございます。9月末完成予定となっております。

今回15件で1億8571万円の繰越明許費の補正をお願いしております。補正後の繰越明許費は、小・中学校空調設備設置工事2件を加えた17件で、総額3億4271万円となっております。

5ページ、第3表、債務負担行為補正でございます。4月7日に執行されます長崎県議会議員選挙に係る選挙用ポスター掲示板を年度を跨いで設置する必要があり、本年度契約し平成31年度に支払いを行いたく、ポスター掲示板賃借料33万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。第4表、地方債補正でございます。大野原高原線道路改良事業から千綿中学校校舎等改修事業までの4事業につきましては、借入限度額の補正を行うものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還方法の変更はございません。なお、補正後の限度額の合計は3億8182万5000円となり、前回補正より6680万円の減額となっております。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

委員会付託ですので2点ほどお尋ねします。まず、31ページの港湾管理費で4500万円の減額になっていきますけど、説明では国費が付かなかったということで、県のみ工事となりますけど、この経緯をちょっと詳しくお尋ねしたいと思います。どういうふうな経過で国費が付かなかったのかですね。

それともう1点、4ページ、繰越明許費の教育費のなかで、校歌作成業務委託料が繰越しになっていますけども、繰越しということになれば、これは東彼杵中学校の校歌の作成業務委託料と思うんですけども、入学式の際は校歌が間に合わないというふうな解釈でよろしいのでしょうか。以上2点お願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず、1点目から説明いたします。4500万円減はですね、これは、彼杵港の整備です。そこで、彼杵港が全く予算が付いておりません。付いているのは、小音琴の離岸堤の設計だけ付いておりません。それ以外は付いておりません。全面的に彼杵港湾の事業が国費が付かなかったということで、県の方が全く事業を止めておりますのでそういう結果になっております。経過はわかりません。県の事業ですので、予算の配分がなければ当然そうなるかと思っております。

次の点は教育委員会にお願いします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

4ページの教育費、中学校費の繰越明許費につきましてご説明をいたします。校歌作成業務につきましては、現在、作曲家の方に契約をいたしまして、作曲の作業中でございます。3月29日までの契約で作曲が完成する見込みでございます。3月中に作曲家の方と日程調整をいたしまして、31年度の中学校1年生になります現小学校の6年生と現在の中学校1年生、2年生を対象に現地指導も含めて契約をいたしております。3月29日完了予定です。この繰越しをお願いいたしております100万円につきましては、4月8日の開校記念式典の校歌斉唱の折に、作曲家の方に来町していただきまして、校歌斉唱の指導、伴奏も含めてお願いしたいと考えておりますので、その費用の繰越しを予算の範囲内をお願いしているということでございます。今のところ、4月1日の開校には校歌の作曲については間に合うということで確認をいたしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 15 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 17 議案第 16 号 平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 2 号)

日程第 18 議案第 17 号 平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算
(第 2 号)

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 17、議案第 16 号平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 18、議案第 17 号平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 16 号、平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4074 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 7232 万 1000 円とするものでございます。提案の理由といたしましては、歳出は医療費の増加により一般被保険者の療養給付費 2000 万円、特定健康診査等事業費 45 万円、療養給付費負担金及び特定健康診査等負担金の前年度精算金として 2029 万円を追加するものでございます。その財源といたしましては、県支出金を 2045 万円、前年度繰越金 2029 万円を計上いたしております。

次に、議案第 17 号、平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 156 万 1000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 5821 万 1000 円とするものでございます。提案の理由といたしましては、今回の補正予算は、歳出に東彼地区保健福祉組合分担金として 20 万 8000 円及び介護給付費準備基金積立金に 135 万 3000 円を計上し、歳入は国庫支出金 135 万 3000 円及び一般会計繰入金に 20 万 8000 円を追加計上いたしております。詳細につきましては、健康ほけん課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（深草孝俊君）

議案第 16 号につきまして、補足して説明をいたします。7 ページをお願いいたします。3 歳出です。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費につきましては、診療ベースが 3 月から翌年 2 月までということになりますけど、昨年 3 月から 11 月までの医療費はほぼ横ばいで推移をいたしてきましたけれども、12 月診療分がそれまでの平均を大幅に上回しまして 2000 万円程増加いたしております。あと 2 か月分の医療費の増加が予想されますので、予算不足を回避するため今回 2000 万円の補正をお願いするものでございます。

それから 8 ページにいきまして、5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費は、特定健診目標受診率が 1 月末現在で、前年同期より 7.2 ポイントほど上昇いたしております、目標受診率 70%達成地区が 3 地区、それから、前年比 10%を超える地区が 3 地区、それぞれ増加が見込まれますので、報價

費に 45 万円を追加をするものでございます。

9 ページの 8 款 1 項 5 目の療養給付費並びに 7 目の特定健康診査等事業費の前年実績による精算返還金の計上で、合わせまして合計で 2029 万円を計上しております。

5 ページに戻りまして、歳入でございますけど、4 款 1 項 1 目、県支出金の保険給付費等交付金につきましては、療養給付費の全額を普通交付金 2000 万円、それから特定健康診査等目標受診率達成の報償費全額を特別交付金で賄うものでございます。

6 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目繰越金につきましては、療養給付費、特定健康診査等事業費の前年実績による精算返還金の財源となります。

1 ページから 4 ページまでは、これまでの積み上げとなりますので説明を省略します。

続きまして、議案第 17 号、介護保険事業特別会計でございます。7 ページをお願いいたします。3 歳出、1 款 3 項 1 目介護認定審査会費につきましては、東彼地区保健福祉組合分担金について、介護審査件数の伸びによる追加で、20 万 8000 円。

それから 8 ページの 4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金につきましては、135 万 3000 円を計上いたしました。これは、今年度から保険者機能の強化を図る自治体を財政支援する新たな交付金といたしまして割り当てられたもので、今後、高齢者の自立支援、要介護等の維持改善に取り組む費用として積立てをするものでございます。

それから 5 ページに戻りまして、歳入でございますけど、3 款 2 項 5 目保険者機能強化推進交付金といたしまして、135 万 3000 円。それから 6 ページ、7 款 1 項 5 目その他一般会計繰入金は、20 万 8000 円の追加計上でございます。

1 ページから 4 ページまでは、これまでの積み上げですので説明を省略します。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑のある方は先に議案番号をお知らせください。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 16 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 16 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっています議案第 17 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 19 議案第 18 号 平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 3 号）

日程第 20 議案第 19 号 平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算
（第 2 号）

日程第 21 議案第 20 号 平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 3 号）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 19、議案第 18 号平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 20、議案第 19 号平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 21、議案第 20 号平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、以上 3 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 18 号、平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 10 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4757 万 2000 円とするものでございます。提案の理由が、今回の補正は、歳出におきまして建設費に更新事業費の増額見込みにより 60 万円を追加計上し、委託料の実績見込により 70 万円を減額いたしております。歳入におきましては、地方債 10 万円を減額しております。

次に、議案第 19 号、平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 10 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1167 万 1000 円とするものでございます。提案の理由が、今回の補正は、歳出において委託料等の実績見込みの減により業務費 48 万円、建設費 12 万円をそれぞれ減額し、更新事業費の増額見込みにより建設費 50 万円を追加計上いたしております。歳入につきましては、地方債 10 万円を減額し、また、平成 30 年度漁業集落排水事業において、年度内の工事完了が困難であるため、繰越明許費を計上いたしております。

次に、議案第 20 号、平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5090 万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 8874 万 5000 円とするものでございます。提案の理由が、今回の補正予算は、歳出について業務費の委託料 77 万 8000 円、施設費の工事請負費 4268 万 5000 円、補償補填及び賠償金 743 万 7000 円を決算見込みにより減額いたしております。歳入については、分担金及び負担金 230 万円を決算見込みにより追加計上し、国庫支出金 2540 万円、町債 2780 万円を決算見込みにより減額いたしております。

詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜ります

ようよろしくお願いいいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

それでは、議案 18 号から 20 号まで、説明を加えます。

まず、議案 18 号からご説明申し上げます。7 ページをご覧くださいと思います。歳出からご説明いたします。2 款 1 項 1 目 13 節委託料と 15 節工事請負費ですけれども、平成 30 年度の農業集落排水事業につきましては、施設、管路と処理施設ですけれども、この施設の更新事業の実施設計に関して事業を着手したところですが、平成 30 年度は実施設計業務のみで計画をしておりまして、ですが、設計業務の入札執行によりまして大幅な減額が生じたので、その実績として設計業務委託料を 70 万円減額しております。これに伴いまして、平成 30 年度の事業費の消化といたしまして、平成 31 年度に予定しておりました更新事業費ですね、これの工事に着手する必要がございますけれども、今年度は実施設計を着手する年度でございますので、この実施設計が終了しないと工事に着工できないという状況でございます、必然的に工事自体が着工できないという状況になりましたので、平成 31 年度に、すみません。更新事業費の方に追加をしておりますけれども、農業集落排水事業につきましては平成 30 年度で完了見込みです。これの工事請負費として 60 万円を追加して、総額 10 万円の減額としております。

続きまして、歳入ですけれども、6 ページをご覧くださいと思います。7 款 1 項 1 目下水道事業債ですけれども、これにつきましては、下水道事業債の起債申請におきまして、端数処理の段階で起債申請に誤謬がありまして、その修正といたしまして 10 万円の減額をしております。

1 ページから 2 ページ、そして 4 ページから 5 ページにつきましては、以上の金額の積み上げになりますので説明を省略いたします。

続きまして 3 ページをご覧くださいと思います。第 2 表の地方債補正ですけれども、農業集落排水事業における下水道事業債といたしまして、先ほどご説明いたしましたように、補正前の限度額として 220 万円でしたけれども、10 万円減額として 210 万円を限度額として補正をさせていただいております。18 号については以上です。

続きまして、議案第 19 号についてご説明をいたします。8 ページをご覧ください。歳出からご説明をいたします。1 款 2 項 1 目ですけれども、13 節委託料につきましては、処理施設の運転管理業務に係る保守点検業務の委託料について、入札による執行残として 48 万円の減額をしております。

続きまして 9 ページですけれども、2 款 1 項 1 目ですが 13 節の委託料と 15 節工事請負費につきましてです。これにつきましては、すみません、先ほど農業集落の方でご説明をいたしました件と同じように、平成 30 年度更新事業を実施しております。その関係での設計業務の入札差金による委託料の減額が 12 万円の減額、そして工事請負費としまして 50 万円の増ということで、これが平成 31 年度への繰越しを行って実施をせざるを得ない工事という形になります。

そして、1 ページから 2 ページ、5 ページから 6 ページにつきましては、以上の金額の積み上げですので説明を省略します。

続きまして、3 ページをご覧ください。第 2 表ですけれども地方債補正といたしまして漁業集落排水事業における下水道事業債の限度額ですけれども、補正前 170 万円に対しまして、10 万円の減

額をいたしまして、限度額を 160 万円としております。

続きまして 4 ページをご覧くださいと思います。第 3 表、繰越明許費補正です。2 款 1 項の建設費ですけれども、漁業集落排水事業の施設の更新事業といたしまして 308 万円の繰越明許費補正をお願いしたいと思っております。

続きまして、議案第 20 号公共下水道事業特別会計の説明をさせていただきます。まず、9 ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。1 款 1 項 1 目一般管理費ですけれども、13 節委託料といたしまして、公共下水道事業の事務支援業務といたしまして実施をいたしております。これは公共下水道事業の公営企業化に向けた取り組みといたしまして、資産整理等の委託業務を行っておりますけれども、その中における事務支援業務の入札による執行残といたしまして 77 万 8000 円を減額いたしております。

続きまして 10 ページ、2 款 1 項 1 目下水道建設費でございますけれども、15 節工事請負費につきましては、開削工事費 4268 万 5000 円の減、22 節補償補填及び賠償金の水道管移設等補償費 743 万 7000 円の減ですけれども、これにつきましては、平成 30 年度の交付金事業の割り当てが約 6 割程度に抑えられておりますので、その割り当ての減に伴いまして、事業自体を縮小しております。その関係での工事請負費等の減額となっております。

1 ページから 2 ページ、そして 4 ページから 5 ページにつきましては、以上の金額の積み上げですので説明を省略いたします。

続きまして 3 ページですけれども、第 2 表、地方債補正です。公共下水道事業の下水道事業債といたしまして、本体事業の下水道事業債といたしまして、7010 万円の限度額に対しまして、先ほどお話いたしました事業量の縮小に伴いまして、限度額を 4310 万円に減額しております。併せて公営企業会計適用債ということで、公営企業の準備に係る委託料等に掛かる起債になりますけれども、この限度額につきましても、先ほどの減額と合わせまして補正前の 1150 万円に対して、1070 万円に限度額を落とし、平成 30 年度の地方債総額の限度額といたしまして、5380 万円にさせていただいております。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑のある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 20 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 20 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 18 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 19 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 20 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（後城一雄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散 会（午後 4 時 41 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 後城 一雄

署名議員 口木 俊二

署名議員 立山 裕次